

## II

# 社会福祉施設・事業者等に対する指導検査の結果

## 1 新型コロナウイルス感染症への対応

令和4年度についても、新型コロナウイルス感染症のまん延状況を踏まえ、十分な感染防止対策を前提として、利用者の安全安心を確保しつつ指導検査を実施しました。そのため、例年と同規模の検査は実施できませんでしたが、一方で、施設の運営や利用者の処遇に重大な問題が発生した場合などには、迅速に体制を整え検査を実施しました（詳細は、各種別の章をご参照ください）。

### (1) 指導検査の実施

発出された国事務連絡の趣旨を踏まえ指導検査を実施し、その結果、一部の施設等の指導検査について、中止若しくは延期としました。

実地検査に当たっては、以下の点に留意し、検査を実施しました。

- ・ 検査員の検温、健康観察
- ・ 検査時のマスク着用、手指消毒の徹底
- ・ 検査員の人数抑制、検査時間の短縮
- ・ 検査会場スペースの確保及び換気等の協力依頼

### (2) 集団指導及び講習

従来、集合形式による講義にて実施していた集団指導や講習について、動画配信による講義及びホームページへの資料等の掲載を行い、一部の種別については、アンケートをWeb上で回収しました。

## 2 社会福祉法人

社会福祉法人は、「社会福祉事業を行うことを目的として」（社会福祉法第22条）設立された特別な法人です。社会福祉事業の経営主体は多様化する傾向にありますが、社会福祉法人は依然としてその「主たる担い手」（社会福祉法第24条）として重要な位置を占めています。

社会福祉法人数は、昭和26年に社会福祉事業法の制定によりその制度が創設されて以来、年々増加を続けており、東京都管内では令和5年4月1日現在で1,085法人となっています。

### 社会福祉法人数の推移

（年度当初数。社会福祉協議会を含む。）

年 度	平成 元	平成 10	平成 20	平成 30	令和 3	令和 4	令和 5
法人数	629	760	982	1,069	1,080	1,083	1,085

社会福祉事業の利用形態は、行政による措置から事業者と利用者との契約へと移行が進んでいます。このため、社会福祉法人は創意工夫により自主的に経営基盤の強化を図ることが求められています。

一方、税制上の優遇措置や補助金等の公費が投入される公益性の極めて高い法人であることから、経営の透明性を確保することが特に求められています。

このため、社会福祉法人に対する指導検査は、評議員会及び理事会の適正な開催や予算・決算、財産の状況の確認などを中心に、社会福祉法第58条を踏まえた運営指導と連携しながら社会福祉法第56条の規定に基づいて行っています。

なお、社会福祉法人の所轄庁は以下のようになっています。

（単位：法人）

所轄庁	令和3年 4月1日	令和4年 4月1日	令和5年 4月1日
厚生労働大臣	29	29	29
東京都知事	324	327	330
特別区長・市長	727	727	726
合 計	1,080	1,083	1,085

## (1) 令和4年度 検査実施状況

社会福祉法人については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を踏まえ、一部の法人（全体の19.6%に当たる64法人）に対して実地検査を行いました。

（単位：法人）

対象数(a)	実地検査数(b)	うち文書指摘法人数	実施率(b/a)
327	64	47	19.6%

※対象数、実地検査数及び文書指摘法人数については、国及び区市所管の社会福祉法人を含みません。  
 ※昨年度より、都所管の社会福祉協議会を対象数に含めます。

## (2) 主な指摘事項

実地検査を行った64法人のうち、47法人が何らかの文書指摘を受けています。

指摘の具体事項例	文書指摘法人数
<p>➤ <b>監事の選任に関する評議員会の議案について、監事の過半数の同意を得ていないので、是正すること。</b></p> <p>◇ 社会福祉法人の理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するためには、監事の過半数の同意を得なければならない。                      （社会福祉法第43条第3項、社会福祉法施行規則第2条の10、指導監査実施要綱 I-5-(2)-1）</p>	14
<p>➤ <b>決議に特別の利害関係を有する評議員がいるかを法人が確認していないので、是正すること。</b></p> <p>◇ 社会福祉法人は、特別の利害関係を有する評議員が評議員会の決議に加わっていないか確認する必要があるにもかかわらず、確認をしていない。                      （社会福祉法第45条の9第8項、指導監査実施要綱 I-3-(2)-2）</p>	9
<p>➤ <b>評議員会の日時及び場所等が理事会の決議により定められていないので、是正すること。</b></p> <p>◇ 社会福祉法人の評議員会の招集については、理事会の決議により、評議員会の日時及び場所、評議員会の目的である事項がある場合は当該事項、評議員会の目的である事項に係る議案の概要について、招集通知に記載し、理事が評議員会の1週間前までに評議員に書面又は電磁的方法により通知しなければならないが、通知していない。                      （社会福祉法第45条の9第10項（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第181条第1項準用）、社会福祉法施行規則第2条の12、指導監査実施要綱 I-3-(2)-1）</p>	6

<p>➤ <b>理事の選任手続において、理事候補者が欠格事由に該当しないこと等について、法人において確認がされていないので、是正すること。</b></p> <p>◇ 社会福祉法人は、理事の選任に当たり、理事候補者が欠格事由に該当しないか、各理事と特殊の関係にある者及び当該理事の合計が上限を超える者がいないか、暴力団等の反社会的勢力の者でないかについて、確認を行わなければならないが、確認を行っていない。</p> <p>(社会福祉法第44条第1項(40条第1項準用)、同条第6項、社会福祉法施行規則第2条の10、社会福祉法人審査基準第3-1(5)(6)、指導監査実施要綱Ⅰ-4-(3)-1)</p>	8
<p>➤ <b>附属明細書について計算書類の金額と一致していないので、是正すること。</b></p> <p>◇ 社会福祉法人においては、附属明細書は計算書類の内容を補足する重要な事項を表示するものであり、計算書類の金額と一致しなければならないが、一致していない。</p> <p>(社会福祉法人会計基準第30条、社会福祉法人会計基準の運用上の取り扱い26、指導監査実施要綱Ⅲ-3-(5)-2)</p>	4
<p>➤ <b>その他</b></p> <p>◇ 定款に記載された内容と事実が異なるので、是正すること。</p> <p>◇ 支払われた報酬等の額が報酬等の支給基準に根拠がないので、是正すること</p> <p>◇ 議案について特別な利害関係を有する理事がいないことを法人が確認していないので、是正すること。</p> <p>◇ 評議員会の招集通知に必要事項が記載されていないので、是正すること。</p> <p>◇ 理事、監事及び評議員の報酬等の支給基準において規定すべき事項が規定されていないので、是正すること。 等</p>	176 (延べ)
<b>合計(延べ)</b>	217

【根拠法令等】

- \* 社会福祉法  
＝昭和26年3月29日法律第45号「社会福祉法」
- \* 社会福祉法施行規則  
＝昭和26年6月21日厚生省令第28号「社会福祉法施行規則」
- \* 社会福祉法人審査基準  
＝平成12年12月1日障第890号・社援第2618号・老発第794号・児発第908号「社会福祉法人の認可について」別紙1「社会福祉法人審査基準」
- \* 指導監査実施要綱  
＝平成29年4月27日雇児発0427第7号・社援発0427第1号・老発0427第1号「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」別添「社会福祉法人指導監査実施要綱」別紙「指導監査ガイドライン」
- \* 社会福祉法人会計基準  
＝平成28年3月31日厚生労働省令第79号「社会福祉法人会計基準」
- \* 社会福祉法人会計基準の運用上の取り扱い  
＝平成28年3月31日雇児発0331第15号・社援発0331第39号・老発0331第45号「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」別紙「社会福祉法人会計基準の運用上の取り扱い」

### (3) 指導事例

(監事の選任に関する評議員会の議案について、監事の過半数の同意を得ていないので、是正すること。)

- 社会福祉法人の理事会が、監事の選任に関する議案を評議員会に提出するためには、監事の過半数の同意を得なければなりません。
- しかしながら、東京都の実地検査において、評議員会で監事の過半数の同意を得ないまま、監事の選任が議案とされていた事例が見受けられました。
- このような法人には、理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出する場合は、必ず監事の過半数の同意を得ることを求めています。

【根拠法令等】

\*昭和26年3月29日法律第45号「社会福祉法」第43条第3項

\*平成29年4月27日雇児発0427第7号・社援発0427第1号・老発0427第1号「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」別添「社会福祉法人指導監査実施要綱」別紙「指導監査ガイドライン」I-5-(2)-1)

(決議に特別の利害関係を有する評議員がいるかを法人が確認していないので、是正すること。)

- 社会福祉法人の評議員会の決議には、その決議について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができません。そして、社会福祉法人は、特別の利害関係を有する評議員が評議員会の決議に加わっていないかについて確認する必要があります。
- しかしながら、東京都の実地検査において、定時評議員会で、議決に加わることができない特別の利害関係を有する評議員の存否について確認していない事例が見受けられました。
- このような法人については、特別の利害関係を有する評議員の存否について、評議員会の出欠表等の徴取の際に、議案ごとに特別の利害関係の有無の確認をとる等、またはその決議を行う前に議案ごとの特別の利害関係の有無の確認をとる等を行い、その確認をした内容を議事録に記載することを指導しています。

【根拠法令等】

\*昭和26年3月29日法律第45号「社会福祉法」第45条の9第8項

\*平成29年4月27日雇児発0427第7号・社援発0427第1号・老発0427第1号「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」別添「社会福祉法人指導監査実施要綱」別紙「指導監査ガイドライン」I-3-(2)-2

### 3 介護保険施設

(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院)

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）は、常時介護が必要で、かつ在宅介護が困難な要介護者に対して、日常生活上の必要なサービスを提供する施設で、都内に546施設あります（地域密着型介護老人福祉施設を除く。）。そのうち東京都は、366施設を対象に、老人福祉法第18条及び介護保険法第24条の規定に基づいて実地指導を実施しています。

なお、区市が所轄する社会福祉法人が運営する介護老人福祉施設については、都と区市とで役割分担しながら、実地指導を実施しています。

介護老人保健施設は、症状が安定期にあり、リハビリテーション、看護・介護を中心とした医療ケアを必要とする要介護者が入所・利用する施設で、都内に204施設あります。そのうち東京都は、市町村部に存在する77施設を対象に、介護保険法第24条の規定に基づいて実地指導を実施しています。

なお、区部に所在する介護老人保健施設については、各区が実地指導を実施しています。

介護療養型医療施設は、比較的長期にわたって療養を必要とする場合に入院して利用する医療系の介護保険施設で、都内に22施設あります。介護療養型医療施設に対する実地指導は、介護保険法第24条及び(旧)介護保険法第112条に基づいて実施しています。

介護医療院は、「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナルケア」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた施設で、都内に21施設あります。介護医療院に対する実地指導は、介護保険法第24条に基づいて実施しています。

## (1) 令和4年度 検査実施状況

### ア 実地指導

介護保険施設に対しては、全体の10.5%に当たる51施設に対して実地指導を行いました。

(単位：施設)

種別	対象数 (a)	実地指導数 (b)	うち 文書指摘 施設数	実施率 (b/a)
介護老人福祉施設	366	35	28	9.6%
介護老人保健施設	77	14	11	18.2%
介護療養型医療施設	22	—	—	—
介護医療院	21	2	2	9.5%
計	486	51	41	10.5%

※介護療養型医療施設及び介護医療院の対象数には八王子市内の施設を含みます。また、介護療養型医療施設に対する実地指導については、制度発足以来、各施設に対して数回は実施してきたことから、平成20年度以降は集団指導に重点を置いて実施しています。

### イ 集団指導

介護保健施設に対して、ホームページに動画と資料を掲載する、オンライン形式で実施しました。

種別	参加施設数	主な内容
介護老人福祉施設	500	<ul style="list-style-type: none"> <li>運営等に関する基準</li> <li>実地指導において指摘の多い事項</li> <li>サービス提供に当たっての留意事項</li> </ul>
介護老人保健施設	60	<ul style="list-style-type: none"> <li>運営等に関する基準</li> <li>実地指導において指摘の多い事項</li> <li>サービス提供に当たっての留意事項</li> </ul>
介護療養型医療施設	15	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業運営に関する留意事項</li> <li>指定届、変更届の手續</li> <li>介護報酬の請求事務</li> </ul>
介護医療院	20	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業運営に関する留意事項</li> <li>介護報酬の請求事務</li> </ul>

※介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設及び介護医療院は、動画を視聴し、東京共同電子申請・届出サービスにより受講確認書を提出した施設数。

## (2) 主な指摘事項

### ア 介護老人福祉施設

実地指導を行った35施設のうち、28施設が文書指摘を受けています。その28施設のうち、15施設が「介護報酬の算定等について、誤り（不備）があるので、是正すること」について指摘されています。

指摘の具体事項例	文書指摘施設数
<p>➤ <b>介護報酬の算定等について、誤り（不備）があるので、是正すること。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 個別機能訓練計画に基づいた機能訓練を実施していない入所者及び実施記録がない入所者についても個別機能訓練加算を算定していた。 (厚告第21号別表1注12、老企第40号第2の5(14)(第2の4(7)準用))</li> <li>◇ 経口維持計画を作成した際、入所者又はその家族から同意を得ていることが確認できない事例があったにもかかわらず、経口維持加算(I)又は(II)を算定し請求していた。 (厚告第21号別表1注1、注2、老企第40号第2の5(26))</li> </ul>	15
<p>➤ <b>勤務表を適正に作成すること。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、職種及び兼務関係等が明確に記載されていなかった。 (都指定条例第十条第1項、都特養条例第九条第1項、都指定要領第4の6(1)、都特養要領第2の5(1))</li> </ul>	14
<p>➤ <b>災害対策を十分に行うこと。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 令和3年度に避難・消火訓練を1回のみしか実施しておらず、夜間又は夜間を想定した訓練を実施していなかった。 (都指定条例第五十二条(第三十九条準用)、都指定要領第5の10(第4の32準用)、都特養条例第四十三条(第三十一条準用)、都特養要領第3の10(第2の26準用)、社施第107号六(一)、消防法第八条第1項、消防法施行令第三条の二第2項、消防法施行規則第三条第10項))</li> <li>◇ 消防訓練を実施していることが確認できなかった。 (都指定条例第五十二条(第三十九条第1項準用)、都指定要領第5の10(第4の32準用))</li> </ul>	7

<p>➤ <b>事故発生の防止及び発生時の対応にかかる体制を整備すること。</b></p> <p>◇ 事故防止対策委員会を開催していることが確認できなかった。また、従業者に対して定期的な事故発生防止のための研修（年2回以上及び新規採用時）を開催していなかった。</p> <p>（都指定条例第三十八条第1項及び第2項、都特養条例第三十条第1項及び第2項、都指定規則第八条、都特養規則第七条、都指定要領第4の31、都特養要領第2の25）</p> <p>◇ 骨折等の事故について区市町村、入所者の家族等に報告をしていることが確認できない事例が見られた。</p> <p>（都指定条例第三十八条第1項、第2項、都指定規則第八条、都指定要領第4の31（2）、（4））</p>	7
<p>➤ <b>施設サービス計画等を適切に作成すること。</b></p> <p>◇ 身体的拘束等や看取り介護の実施等、心身の状況や提供するサービス内容に変更が見られる入居者について、計画の見直し、変更を行っていない事例が見受けられた。</p> <p>（都指定条例第五十二条（第八条第8項準用）、都特養条例第四十三条（第八条準用）、都指定要領第5の10（第4の4（8）準用、都特養要領第3の10（第2の4準用））</p>	6
<p>➤ <b>その他</b></p> <p>◇ 契約締結にあたっては、透明性を確保すること。 等</p>	63 (延べ)
<p><b>合計(延べ)</b></p>	112

【根拠法令等】

- \* 厚告第21号  
平成12年2月10日厚生省告示第21号「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準」
- \* 老企第40号  
平成12年3月8日老企第40号「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」
- \* 都指定条例  
平成24年3月30日東京都条例第41号「東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例」
- \* 都指定規則  
平成24年3月30日東京都規則第45号「東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則」
- \* 都指定要領  
平成24年11月16日24福保高施第1468号「東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行要領」
- \* 都特養条例  
平成24年3月30日東京都条例第40号「東京都特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例」
- \* 都特養規則  
平成24年3月30日東京都規則第44号「東京都特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則」
- \* 都特養要領  
平成24年11月16日24福保高施第1468号「東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行要領」
- \* 社施

＝昭和62年9月18日社施第107号厚生省社会・児童家庭局長連名通知「社会福祉施設における防災安全対策の強化について」

\* 消防法

＝昭和23年法律第186号「消防法」

\* 消防法施行令

＝昭和36年政令第37号「消防法施行令」

\* 消防法施行施行規則

＝昭和36年4月1日自治省令第6号「消防法施行規則」

## イ 介護老人保健施設

実地指導を行った14施設のうち、11施設が文書指摘を受けています。その11施設のうち、5施設が「介護報酬の算定等について、誤り（不備）があるので、是正すること」について指摘されています。

指摘の具体事項例	文書指摘施設数
<p>➤ <b>介護報酬の算定等について、誤り(不備)があるので、是正すること。</b></p> <p>◇ 入所時から経口により食事を摂取しているにもかかわらず、経口移行加算を算定している事例があった。</p> <p>(厚告第21号 別表2 ち、厚労告第95号第六十六、老企第40号 第2の6(24)、準用第2の5(25))</p> <p>◇ ユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置していないにもかかわらず、必要な減算を行わずに介護報酬を算定していた</p> <p>(厚告第21号 別表2 注2、厚労告第96号第五十七、第11号準用、老企第40号 第2の6(6)、第2の5(4)準用)</p>	5
<p>➤ <b>事故報告を適正に行うこと。</b></p> <p>◇ 施設所在地への報告のみで保険者に事故報告を行っていなかった。</p> <p>(都老健条例 第三十八条第2項)</p> <p>◇ 施設内における事故報告を漏れなく作成するとともに、区市町村の事故報告の取扱基準等に基づき、事故報告を行うこと</p> <p>(都老健条例 第三十八条第2項)</p>	4
<p>➤ <b>建物設備等の管理を適正に行うこと。</b></p> <p>◇ 設備の取扱いを精査の上、許可どおり使用する場合には、早急に原状回復すること。また、現状どおり使用する場合には、設備の用途変更に係る許可申請を、都事業所管部署等、関係行政機関と事前協議の上、その指示に基づき行うこと。</p> <p>(介護保険法 第94条第2項、介護保険法施行規則 第136条第1項第7号及び第2項)</p>	4

<p>➤ 身体的拘束等廃止に向けて取り組むこと。</p> <p>◇ 緊急やむを得ない場合であると判断（検討）した経緯における記録が不十分であったため、身体的拘束等を行うための手続きが慎重に行われたか確認できない事例が見受けられた。</p> <p>（都老健条例 第21条第4項、第5項、都老健要領 第4の17（1）、（2）、老発第155号）</p>	3
<p>➤ その他</p> <p>◇ 変更届を適切に届け出ること。 等</p>	3 (延べ)
<b>合計(延べ)</b>	19

【根拠法令等】

- \* 介護保険法  
＝平成9年12月17日法律第123号「介護保険法」
- \* 介護保険法施行規則  
＝平成11年3月31日厚生省令第36号「介護保険法施行規則」
- \* 厚告第21号  
＝平成12年2月10日厚生省告示第21号「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準」
- \* 厚労告第95号  
＝平成27年3月23日厚生労働省告示第95号「厚生労働大臣が定める基準」
- \* 厚労告第96号  
＝平成27年3月23日厚生労働省告示第96号「厚生労働大臣が定める施設基準」
- \* 老企第40号  
＝平成12年3月8日老企第40号「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」
- \* 都老健条例  
＝平成24年3月30日東京都条例第42号「東京都介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例」
- \* 都老健要領  
＝平成25年2月4日付福保高施第1903号「東京都介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行要領」
- \* 老発第155号  
＝平成13年4月6日老発第155号厚生労働省老健局長通知「「身体拘束ゼロ作戦」の推進について」

## ウ 介護医療院

実地指導を行った2施設のうち2施設が文書指摘を受けています。その2施設では、口腔衛生管理加算の算定について適正に行うこと、従業者及び従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らさないよう、必要な措置を講じること、について指摘されています。

## (3) 指導事例

### ア 介護老人福祉施設

(介護報酬の算定等について、誤り（不備）があるので、是正すること。)

- 指定介護老人福祉施設が個別機能訓練加算を算定する場合には、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとにその目標、実施方法等を内容とする個別機能訓練計画を作成し、これに基づいて個別機能訓練を行い、その効果、実施方法等について評価を行わなければなりません。
- しかしながら、東京都の現地指導において、各入所者の個別機能訓練計画に基づいた機能訓練を実施していない入所者及び実施記録がない入所者についても個別機能訓練加算を算定していた事例が見受けられました。
- このような事例に対して都は、個別機能訓練を実施していない入所者及び実施記録がない入所者については、自主点検を行い、保険者に申告し、その指導に従って返還手続きを行うとともに、当該加算対象者に対し説明し、自己負担額を返還すること、また、今後算定する場合は、記録することを指導しています。

【根拠法令等】

- \*平成12年2月10日厚生省告示第21号「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準」第21号別表1注12
- \*平成12年3月8日老企第40号「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」第2の5（14）（第2の4（7）準用）

（災害対策を十分に行うこと。）

- 消火訓練及び避難訓練を年2回以上実施し、夜間又は夜間を想定した訓練についても、避難に重点を置いた訓練等実態に即した訓練を定期的の実施しなければなりません。
- しかしながら、東京都の現地指導において、令和3年度に避難・消火訓練を1回のみしか実施しておらず、夜間又は夜間を想定した訓練を実施していなかった事例が見受けられました。
- このような事例に対して都は、入所者の安全を確保するため、避難・消火訓練を2回以上及び夜間又は夜間を想定した訓練を実施するよう指導を行っています。

【根拠法令等】

- \*平成24年3月30日東京都条例第41号「東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例」第五十二条（第三十九条準用）
- \*平成24年11月16日24福保高施第1468号「東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行要領」第5の10（第4の32準用）
- \*平成24年3月30日東京都条例第40号「東京都特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例」第四十三条（第三十一条準用）
- \*平成24年11月16日24福保高施第1468号「東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行要領」第3の10（第2の26準用）
- \*昭和62年9月18日社施第107号厚生省社会・児童家庭局長連名通知「社会福祉施設における防災安全対策の強化について」六（一）
- \*昭和23年法律第186号「消防法」第八条第1項
- \*昭和36年政令第37号「消防法施行令」第三条の二第2項

\*昭和36年4月1日自治省令第6号「消防法施行規則」第三条第10項

## イ 介護老人保健施設

(介護報酬の算定等について、誤り(不備)があるので、是正すること。)

- 医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入所者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援が行われた場合は、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、経口移行加算を算定することができます。
- しかしながら、東京都の実地指導において、入所時から経口により食事を摂取しているにもかかわらず、当該加算を算定している事例が見受けられました。
- このような事例に対して都は、自主点検を行い、保険者に申告し、その指導に従って返還手続きを行うとともに、当該加算対象者に自己負担額の返還を行うこと、また、今後は、誤り等の防止体制及び請求前にチェックできる体制を整備し適切に介護報酬の算定を行うよう、指導を行っています。

【根拠法令等】

\*平成12年2月10日厚生省告示第21号「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準」別表2 子

\*平成27年3月23日厚生労働省告示第95号「厚生労働大臣が定める基準」第六十六

\*平成12年3月8日老企第40号「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」第2の6(24)、準用第2の5(25)

(事故報告を適正に行うこと。)

- 介護老人保健施設において事故が発生した場合は、速やかに区市町村、入所者の家族等に連絡を行う等の必要な措置を講じなければなりません。
- しかしながら、東京都の実地指導において、施設所在地への報告のみで保険者に事故報告を行っていなかった事例が見受けられました。
- このような事例に対して都は、当該入居者の保険者の取扱基準等に基づき、速やかに事故報告を行うとともに、今後、漏れなく報告できるよう体制を整備するよう指導を行っています。

【根拠法令等】

\*平成24年3月30日東京都条例第42号「東京都介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例」第三十八条第2項

#### (4) 介護報酬に係る返還金(介護保険施設)

前記の介護保険施設に対して行った実地指導において判明し、返還請求指示を行った介護報酬額は、1,493,447円でした。

区分	件数(施設)	金額(円)
介護老人福祉施設	4	1,212,097
介護老人保健施設	1	281,350
計	5	1,493,447

※金額は令和5年6月末時点のものです。

## 4 高齢者施設等

### (養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅)

介護保険施設を除いた高齢者施設等については、健全な経営の確保、利用者保護及びサービスの質の向上の視点に立って、施設運営の適正化と感染症や食中毒の発生防止など安全対策の徹底に重点を置いて、実地指導を実施しています。

養護老人ホームは、65歳以上であって、環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な高齢者を区市町村の措置により入所させ、養護するとともに、自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行う施設で、東京都は27の施設を対象に、老人福祉法第18条第2項の規定に基づいて実地指導を実施しています。

軽費老人ホームは、無料又は低額な料金で、家庭環境や住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な高齢者を入所させ、日常生活上必要な便宜を供与する施設で、東京都は142の施設を対象に、社会福祉法第70条の規定に基づいて実地指導を実施しています。

有料老人ホームは、高齢者を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他日常生活上の必要な便宜であって厚生労働省令で定めるものの供与をする事業を行う施設で、東京都は942の施設を対象に、老人福祉法第29条第13項の規定に基づいて実地指導を実施しています。

サービス付き高齢者向け住宅は、安否確認や生活相談等の生活支援サービスを提供するバリアフリー構造の高齢者向け住宅で、東京都は376か所を対象に、介護保険法第24条及び高齢者の居住の安定確保に関する法律(以下「住まい法」という。)第24条の規定に基づいて実地指導を実施しています。

本報告書に記載されているサービス付き高齢者向け住宅の実地指導数は、指導監査部(介護保険法及び住まい法に基づく実地指導)と住宅政策本部民間住宅部(住まい法に基づく実地指導)が合同で実施したものです。

## (1) 令和4年度 検査実施状況

高齢者施設等については、全体の10.7%に当たる159施設等に対して実地指導を、12施設等に対して書面指導を行いました。

また、791施設に対して集団指導を行いました。

### ア 実地指導

(単位：施設)

種別	対象数 (a)	実地指導数 (b)	うち 文書指摘 施設数	実施率 (b/a)
養護老人ホーム ※1	27	4	1	14.8%
軽費老人ホーム ※1	142	13	9	9.2%
有料老人ホーム ※1	942	79	46	8.4%
サービス付き 高齢者向け住宅 ※1 ※2	376	63	16	16.8%
計	1,487	159	72	10.7%

※1 上記の養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付高齢者向け住宅は特定施設入居者生活介護事業（介護予防含む。）付きの施設を含んだ数。

※2 上記のサービス付き高齢者向け住宅の実地指導数は指導監査部と住宅政策推進部民間住宅部と合同で実施した数であり、文書指摘数は指導監査部のみの数。

### イ 集団指導

新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を踏まえ、有料老人ホームに対しては、従来の集合形式に代えてホームページに動画と資料を掲載しました。

種別	参加施設数	主な内容
有料老人ホーム	791	<ul style="list-style-type: none"> <li>運営等に関する基準</li> <li>実地指導において指摘の多い事項</li> <li>サービス提供に当たっての留意事項</li> </ul>

※動画を視聴し、東京共同電子申請・届出サービスにより受講確認書を提出した施設数。

## (2) 主な指摘事項

### ア 養護老人ホーム(特定施設入居者生活介護を含む。)

実地指導を行った4施設のうち、1施設が文書指摘を受けています。

指摘の具体事項例	文書指摘施設数
<p>➤ <b>事故発生の防止及び発生時の対応にかかる体制を整備すること。</b></p> <p>◇ 定期的な研修を実施していることが確認できなかった。また、専任の事故発生防止担当者を置いていない。</p> <p>(都養護条例第二十七条第1項、第2項、都養護規則第八条、都養護要領24(1)、(2)、(3)、(4)、(5))</p>	1
<p>➤ <b>社会福祉施設における運営費の運用は適正に行うこと。</b></p> <p>◇ 利用者本位のサービスに関する提供情報の公表が毎年度実施されていない状況かつ、合計額が事業活動収入計(予算額)の3%を超えているにもかかわらず、東京都への協議を経ずして、前年度会計で発生した前期末支払資金残高の一部を不足分に充てていた。</p> <p>(運営費の運用及び指導(局長通知)1、4、運営費の運用及び指導(課長通知)問5および問10、指導監査実施要綱別紙指導監査ガイドライン II-2-1、指導徹底通知 3(7)ウ)</p>	1
<p>➤ <b>苦情を受け付けた際の体制を確保すること。</b></p> <p>◇ 苦情を受け付けたにもかかわらず、専用の様式を定めていない等の理由から、記録をしていない。また、苦情を受け付けた件数や内容を把握していないことから、その内容を踏まえた処遇の質の向上に向けた取組を行っていることが確認できない。</p> <p>(都養護条例第二十五条第1項、第2項、都養護要領22)</p>	1
<p>➤ <b>身体的拘束等廃止に向けて取り組むこと。</b></p> <p>◇ 身体的拘束等の適正化に係る対策を検討する委員会を令和3年度に開催していたことが確認できない。</p> <p>(都養護条例第十七条第6項、都養護規則第六条第一項、都養護要領14(4))</p>	1
<p><b>合計(延べ)</b></p>	<p><b>4</b></p>

【根拠法令等】

- \* 都養護条例
  - ＝平成24年3月30日東京都条例第39号「東京都養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例」
- \* 都養護規則
  - ＝平成24年3月30日東京都規則第43号「東京都養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則」
- \* 都養護要領
  - ＝平成24年10月16日24福保高施第1311号「東京都養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例等施行要領」
  - \* 運営費の運用及び指導(局長通知)
    - ＝平成16年3月12日付雇児発第0312001号、社援発第0312001号及び老発第0312001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長及び厚生労働省老健局長連名通知「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」
  - \* 運営費の運用及び指導(課長通知)
    - ＝平成16年3月12日付雇児福発第0312002号、社援基発第0312002号、障障発0312002号及び老計発第0312002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局福祉課長、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長及び厚生労働省老健局計画課長連名通知

「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」

\* 指導監査実施要綱別紙指導監査ガイドライン

＝平成29年4月27日付雇児発0427第7号、社援発0427第1号及び老発0427第1号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長及び厚生労働省老健局長連名通知「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」別添「社会福祉法人指導監査実施要綱」別紙「指導監査ガイドライン」

\* 指導徹底通知

＝平成13年7月23日付雇児発第488号、社援発第1275号及び老発第274号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長及び厚生労働省老健局長連名通知「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」

## イ 軽費老人ホーム(特定施設入居者生活介護を含む。)

実地指導を行った13施設のうち、9施設が何らかの文書指摘を受けています。その9施設のうち、5施設が「施設サービスの提供に当たっての手続きを適正に行うこと」について指摘されています。

指摘の具体事項例	文書指摘施設数
<p>➤ <b>施設サービスの提供にあたっての手続きを適正に行うこと。</b></p> <p>◇ 入院等により事業所を不在にした日があった入居者から、管理費に加えて、一定額の生活費を受領していた。 (都軽費条例 第四十条(第十六条第1項準用)、重要事項説明書)</p>	5
<p>➤ <b>事故報告を適切に行うこと。</b></p> <p>◇ 令和4年に発生した死亡事故について、都に報告していなかった。 (都軽費条例第四十条(第三十一条第2項準用、平成26年6月20日付26福保高施第421号「施設における事故等の報告について」)</p>	4
<p>➤ <b>苦情を受け付けた場合は記録すること。</b></p> <p>◇ 入所者から苦情を受け付けたにもかかわらず、当該苦情の内容及びその対応等を記録していなかった。 (都軽費条例第四十条(第二十九条第2項準用))</p>	3

<p>➤ <b>身体的拘束等廃止に向けて取り組むこと。</b></p> <p>◇ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会が開催されておらず、身体的拘束等の適正化のための研修（新規採用時及び定期的（年2回以上））も行われていない。</p> <p>（都軽費条例第18条第5項、都軽費規則第8条の1、2及び3、都軽費要領16（3）、（4）及び（5））</p>	3
<p>➤ <b>その他</b></p> <p>◇ 施設長の勤務実績の記録が確認できず、専らその職務に従事する常勤の者であるか確認できない。等</p>	14 （延べ）
<b>合計（延べ）</b>	29

【根拠法令等】

\* 都軽費条例

＝平成24年10月11日東京都条例第114号「東京都軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例」

\* 都軽費規則

＝平成24年10月11日東京都規則第137号「東京都軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則」

\* 都軽費要領

＝平成25年4月3日24福保高施第2452号「東京都軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例及び規則施行要領」

**ウ 有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護を含む。）**

実地指導を行った79施設のうち、46施設が何らかの文書指摘を受けています。その46施設のうち、36施設が「事故報告を適切に行うこと。」について指摘されています。

指摘の具体事項例	文書指摘施設数
<p>➤ <b>事故報告を適切に行うこと。</b></p> <p>◇ 報告すべき事故について、都又は区市町村に事故報告を行っていない。</p> <p>（都有料設置指針12(9)イ及びオ）</p>	36
<p>➤ <b>適切な設備管理を行うこと。</b></p> <p>◇ 届出事項に係る変更を生じたときは、変更の日から1月以内に、その旨を都知事に届け出していない。</p> <p>（老人福祉法第二十九条第1項及び第2項、老人福祉法施行規則第二十条の五及び第二十条の五の二、都事務取扱要領第4の1及び2）</p>	23

<p>➤ 1週間に2回以上、入浴又は清拭を実施し、記録に残すこと。</p> <p>◇ 自ら入浴が困難な利用者について、1週間に2回以上、入浴させ、又は清しきしていない。</p> <p>(都居宅条例第二百二十八条第2項、都予防条例第二百二十条第2項、都居宅要領第3の10の3(8)②及び第4の3の8(3)②)</p>	14
<p>➤ 介護報酬の算定等について、誤り(不備)があるので、是正すること。</p> <p>◇ 個別機能訓練を実施していないにもかかわらず、個別機能訓練加算を算定していた。</p> <p>(厚告第19号 別表10の注7、厚労告第127号 別表8の注4、老企第40号 第2の4(7)、老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号 別紙1第2の9(5))</p>	11
<p>➤ 事故防止のための委員会を定期的に行うこと。</p> <p>◇ 委員会を定期的を開催していることが、記録上確認できない。</p> <p>(都有料設置指針12(8)ウ)</p>	4
<p>➤ その他</p> <p>◇ 身体的拘束等廃止に向けて取り組むこと。 等</p>	40 (延べ)
<p><b>合計(延べ)</b></p>	128

【根拠法令等】

- \* 都有料設置指針  
＝平成14年11月1日14福高施第611号「東京都有料老人ホーム設置運営指導指針」
- \* 老人福祉法  
＝昭和38年7月11日法律第133号「老人福祉法」
- \* 老人福祉法施行規則  
＝昭和38年7月11日厚生省令第28号「老人福祉法施行規則」
- \* 都事務取扱要領  
＝平成23年5月19日23福保高施第394号「東京都有料老人ホーム届出に係る事務取扱要領」 \* 都居宅条例  
＝平成24年10月11日東京都条例第111号「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例」
- \* 都予防条例  
＝平成24年東京都条例第112号「東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例」
- \* 都居宅要領  
＝平成25年3月29日24福保高介第1882号「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行要領」
- \* 厚告第19号  
＝平成12年2月10日厚生省告示第19号「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」
- \* 厚労告第127号  
＝平成18年3月14日厚生労働省告示第127号「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」
- \* 老企第40号  
＝平成12年3月8日老企第40号厚生省老人保健福祉局企画課長通知「指定居宅サービスに要する費用の

額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」

\* 老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号

＝平成18年3月17日老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号「「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」の制定及び「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス及び居宅療養管理指導に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について」

## エ サービス付き高齢者向け住宅(特定施設入居者生活介護を含む。)

実地指導を行った63施設のうち、16施設が文書指摘を受けています。その16施設のうち、5施設が「サービス付き高齢者向け住宅の業務に従事する全ての職員に高齢者虐待防止等に係る研修を実施し、その記録を保存すること。」について指摘されています。

指摘の具体事項例	文書指摘施設数
<p>➤ サービス付き高齢者向け住宅の業務に従事する全ての職員に高齢者虐待防止等に係る研修を実施し、その記録を保存すること。</p> <p>◇ 住宅の業務に従事する全ての職員に対して、高齢者虐待防止に係る研修を実施し、その記録を保存していなかった。</p> <p>（「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に係る登録事務要領第4条第1項(12)、第5条第2項及び別表「登録要件基準表」その他②、「高齢者の虐待防止策に関する確認書」、東京都有料老人ホーム設置運営指導指針9(13)工)</p>	5
<p>➤ 提供したサービスの具体的な内容を記録すること。</p> <p>◇ 主に日中の記録を中心として、提供した具体的なサービス内容や利用者の心身の状況における記録が確認できない。</p> <p>（都居宅条例 第二百二十条第2項及び第6項、第二百二十四条第2項、第二百二十七条第1項及び第2項、第二百三十五条第2項第2号、都予防条例 第二百九条第2項及び第二百六十六条第2項第2号、第二百八条）</p>	4
<p>➤ 金銭等の管理は、高齢者向け住宅における生活支援サービス提供のあり方指針等に基づいて行うこと。</p> <p>◇ 複数の入居者について金銭等の管理を行っている実態がありながら、以下の点が確認できない。</p> <p>(1) 預金通帳等を預かる際に、単に品物を預かった旨のほかに、入居者からの依頼及び承諾があったこと。</p> <p>(2) 管理規程等を定めていること。</p> <p>（高齢者向け住宅における生活支援サービス提供のあり方指針 第2の6の(3)）</p>	3

▶ <b>事故報告を適切に行うこと。</b>	
◇ 保険者に事故報告を行っていない事例が散見された。 (都居宅条例第三十九条、準用第二百三十六条)	3
▶ <b>定期的に避難、救出その他必要な訓練を実施すること。</b>	
◇ 令和2年度以降、消防訓練を実施していることが確認できない。 (都居宅条例第二百三十六条(第一百条第1項準用)、都予防条例第二百七条(第二十一条の二準用)、都居宅要領第三の十3(15)(第三の六3(7)①準用))	3
▶ <b>その他</b>	
◇ 介護報酬の算定等について、誤り(不備)があるので、是正すること。 等	14 (延べ)
<b>合計(延べ)</b>	32

【根拠法令等】

\* 都居宅条例

＝平成24年10月11日東京都条例第111号「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例」

\* 都予防条例

＝平成24年東京都条例第112号「東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例」

\* 都居宅要領

＝平成25年3月29日24福保高介第1882号「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行要領」

### (3) 指導事例

#### ア 養護老人ホーム(特定施設入居者生活介護を含む。)

(事故発生の防止及び発生時の対応にかかる体制を整備すること。)

- 養護老人ホームは、事故の発生及び再発を防止するため、規則で定める措置、具体的には、①指針を整備し、②適切な報告及び改善策等を従業者に十分周知し、③事故防止対策委員会を定期的に開催し、④従業者に対して定期的な研修(年2回以上及び新規採用時)を開催し、⑤専任の事故発生防止担当者を置かなければなりません。また、サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、当該事故の状況及び処置についての記録その他必要な措置を講じなければなりません。
- しかしながら、東京都の現地指導において定期的な研修を実施していることが確認できず、また、専任の事故発生防止担当者を置いていない事例が見受けられました。
- このような事例に対して都は、必要な研修を定期的実施し、また、必

要な措置を適切に実施するための専任の事故発生防止担当者を置くよう、指導を行っています。

【根拠法令等】

- \*平成24年3月30日条例第39号「東京都養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例」第二十七条第1項、第2項
- \*平成24年3月30日東京都規則第43号「東京都養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則」第八条
- \*平成24年10月16日24福保高施第1311号「東京都養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例等施行要領」24(1)、(2)、(3)、(4)、(5)

(社会福祉施設における運営費の運用は適正に行うこと。)

- 養護老人ホームが措置費の弾力運用を行う場合は、運営費の運用及び指導の局長通知（平成29年3月29日老発第0329号第31号）に定める要件を満たす必要があります。前期末支払資金残高の取崩しは、措置費の適正な執行により適正な施設運営が確保された上で、局長通知1(4)で定められた第三者委員又は第三者評価の利用者本位のサービス提供情報の公表が毎年度実施されていない施設においては、取り崩す額が取崩しを要する拠点区分の事業活動収入計（予算額）の3%を超える場合は、東京都への協議が取り崩しの要件となっています。
- しかしながら、東京都の現地指導において、利用者本位のサービスに関する提供情報の公表が毎年度実施されていない状況かつ、合計額が事業活動収入計（予算額）の3%を超えているにもかかわらず、東京都への協議を経ずして、令和3年度会計において、令和2年度会計で発生した前期末支払資金残高の一部を不足分に充てていた事例が見受けられました。
- このような事例に対して都は、通知に基づき適正な協議等を行った上で弾力運用を行うよう、指導を行っています。

【根拠法令等】

- \*平成16年3月12日付雇児発第0312001号、社援発第0312001号及び老発第0312001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長及び厚生労働省老健局長連名通知「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」1及び4
- \*平成16年3月12日付雇児福発第0312002号、社援基発第0312002号、障障発0312002号及び老計発第0312002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局福祉課長、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長及び厚生労働省老健局計画課長連名通知「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」問5及び問10
- \*平成29年4月27日付雇児発0427第7号、社援発0427第1号及び老発0427第1号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長及び厚生労働省老健局長連名通知「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」別添「社会福祉法人指導監査実施要綱」別紙「指導監査ガイドライン」Ⅱの2の1
- \*平成13年7月23日付雇児発第488号、社援発第1275号及び老発第274号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長及び厚生労働省老健局長連名通知「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」3(7)ウ

## イ 軽費老人ホーム(特定施設入居者生活介護を含む。)

### (施設サービスの提供にあたっての手続きを適正に行うこと。)

- 軽費老人ホームにおいては、サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書（以下、「重要事項説明書」という。）を交付して説明を行わなければなりません。
- しかしながら、東京都の実地指導において、重要事項説明書に、「入院等により事業所を不在にする期間の利用料については居住に要する費用（家賃）のみお支払いいただきます。」と記載してあったが、入院等により事業所を不在にした日があった入居者から、管理費に加えて、一定額の生活費を受領していた事例が見受けられました。
- このような事例に対して都は、実態と重要事項説明書の記載内容との違いを是正するよう、指導を行っています。

#### 【根拠法令等】

- \*平成24年10月11日東京都条例第114号「東京都軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例」第四十条（第十六条第1項準用）
- \*重要事項説明書

### (事故報告を適切に行うこと。)

- 軽費老人ホームにおいては、入所者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに東京都及び入所者の家族等に連絡を行うとともに、当該事故の状況及び処置についての記録、その他必要な措置を講じなければなりません。
- しかしながら、東京都の実地指導において、令和4年5月に発生した死亡事故について、都に報告していない事例が見受けられました。
- このような事例に対して都は、速やかに報告し、また、今後は適正に報告を行うよう、指導を行っています。

#### 【根拠法令等】

- \*平成24年10月11日東京都条例第114号「東京都軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例」第四十条（第三十一条第2項準用）
- \*平成26年6月20日付26福保高施第421号「施設における事故等の報告について」

## ウ 有料老人ホーム(特定施設入居者生活介護を含む。)

### (事故報告を適切に行うこと。)

- 事故が発生した場合においては、設置者の責任の有無にかかわらず、東京都有料老人ホーム設置運営指導指針に定める事項について、東京都に対

して事故報告を行わなければなりません。また、特定施設入居者生活介護等の指定を受けた有料老人ホームについては、施設所在地の区市町村及び当該入居者の保険者の定めるところにより、基準条例及び予防基準条例に基づき、区市町村へ事故報告を行わなければなりません。

- しかしながら、東京都の現地指導において、入院を伴う事故について、東京都及び保険者へ報告していない事例が見受けられました。
- このような事例に対して都は、早急に事故報告を行うとともに、今後、都、施設所在地の区市町村及び保険者へ漏れなく報告できるよう体制整備を行うよう、指導を行っています。

【根拠法令等】

\*平成14年11月1日14福高施第611号「東京都有料老人ホーム設置運営指導指針」12(9)イ及びオ

#### (適切な設備管理を行うこと。)

- 有料老人ホームの設置者は、老人福祉法第29条第2項の規定に基づき、届出事項に係る変更を生じたときは、変更の日から1月以内に、その旨を都知事に届け出なければなりません。
- しかしながら、東京都の現地指導において、届出事項と異なる使用している状況が見受けられました。
- このような事例に対して都は、当該居室等の取扱いを、本社を含め精査の上、届出どおり使用する場合には、その前後の状況が分かる写真を添えて、都検査担当部署宛、報告し、早急に原状回復することとし、また、設備の用途変更をする場合は、その届出を都事業所管部署等、関係行政機関と事前協議の上、その指示に基づき行うよう、指導を行っています。

【根拠法令等】

\*昭和38年7月11日法律第133号「老人福祉法」第二十九条第1項及び第2項

\*昭和38年7月11日厚生省令第28号「老人福祉法施行規則」第二十条の五及び第二十条の五の二

\*平成23年5月19日23福保高施第394号「東京都有料老人ホーム届出に係る事務取扱要領」第4の1及び2

#### エ サービス付き高齢者向け住宅(特定施設入居者生活介護を含む。)

(サービス付き高齢者向け住宅の業務に従事する全ての職員に高齢者虐待防止に係る研修を実施し、その記録を保存すること。)

- サービス付き高齢者向け住宅事業者は、高齢者虐待防止及び高齢者の権利利益の不当な侵害防止に向けた取組として、サービス付き高齢者向け住宅の業務に従事する全ての職員(委託先や業務提携先の職員を含む。)に高齢者虐待防止等に係る研修を実施するとともに、その記録を保存しなければなりません。

- しかしながら、東京都の実地指導において、住宅の業務に従事する全ての職員に対して、高齢者虐待防止に係る研修を実施し、その記録を保存していることが確認できない事例が見受けられました。
- このような事例に対して都は、住宅の業務に従事する全ての職員に対して、高齢者虐待防止等に係る研修を実施し、その記録を保存するよう、指導を行っています。

【根拠法令等】

- \*「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に係る登録事務要領第4条第1項(12)、第5条第2項及び別表「登録要件基準表」その他②
- \*「高齢者の虐待防止策に関する確認書」
- \*東京都有料老人ホーム設置運営指導指針9(13)エ

(提供したサービスの具体的な内容を記録すること。)

- 特定施設入居者生活介護付のサービス付き高齢者向け住宅事業者は、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供に関して、提供したサービスの具体的な内容等の記録を整備し、当該利用者の退去の日から2年間保存しなければならない。また、その内容は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を適切に行わなければならない。かつ、特定施設サービス計画に基づき、画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。
- しかしながら、東京都の実地指導において、主に日中の記録を中心として、提供した具体的なサービス内容や利用者の心身の状況における記録が確認できない事例が見受けられました。
- このような事例に対して都は、提供したサービスについて、利用者の心身の状況を踏まえたサービスの具体的な内容を記録するよう、指導を行っています。

【根拠法令等】

- \*平成24年10月11日東京都条例第111号「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例」第二百二十条第2項及び第6項、第二百二十四条第2項、第二百二十七条第1項及び第2項、第二百三十五条第2項第2号
- \*平成24年東京都条例第112号「東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例」第二百九条第2項及び第二百六条第2項第2号、第二百八条

## 5 介護保険在宅サービス事業(福祉系)

在宅サービス事業(福祉系)には、在宅サービスを適切に利用できるように、ホームヘルパー等が家庭を訪問して、入浴・排せつ・食事等の介護や、調理・掃除・洗濯等の家事、生活等の支援を行う「訪問介護」のほか、「訪問入浴介護」、「通所介護」、「短期入所生活介護」、「特定施設入居者生活介護」、「福祉用具貸与」、「特定福祉用具販売」、及び利用者の心身の状況・環境、利用者や家族の希望などを勘案して、居宅サービス計画の作成や、居宅サービス事業者等と調整を行う「居宅介護支援」などの事業所があります。

在宅サービス事業に対する実地指導権限は都と区市町村とにあります。都は介護保険法第24条及び第115条の7に基づいて実施しています。

都の実地指導は、区市町村と連携し、利用者等からの苦情、告発、これまでの実地指導の実施状況及び国民健康保険団体連合会介護給付適正化システムの活用により把握した特異傾向等の情報などを考慮して実施しています。

## (1) 令和4年度 検査実施状況(介護予防を含む。)

### ア 実地指導

介護保険在宅サービス事業（福祉系）については、全体の2.3%に当たる314事業に対して実地指導を行いました。

(単位：事業)

種別	対象数 (a)	実地指導数 (b)	うち 文書指摘 事業数	実施率 (b/a)
訪問介護事業	3,188	61	25	1.9%
訪問入浴介護事業	295	2	—	0.7%
通所介護事業	1,514	40	15	2.6%
短期入所生活介護事業	1,201	74	16	6.2%
特定施設入居者生活介護事業	1,535	100	81	6.5%
福祉用具貸与事業	1,300	16	6	1.2%
特定福祉用具販売事業	1,301	16	5	1.2%
居宅介護支援事業	3,311	4	1	0.1%
計	13,645	313	149	2.3%

※対象数は、令和4年4月1日把握数。

### イ 集団指導

ホームページに動画と資料を掲載して、実施しました。

参加事業所数	主な内容
3,658	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指導検査の実施状況等について</li> <li>・自己点検の実施について</li> <li>・高齢者虐待の防止</li> <li>・その他</li> </ul>

※令和4年度の集団指導の対象は、訪問介護事業所、通所介護事業所、短期入所生活介護事業所及び福祉用具貸与・販売事業所。

※動画を視聴し、東京共同電子申請・届出サービスにより受講確認書を提出した事業所数。

## (2) 主な指摘事項

### ア 訪問介護事業

実地指導を行った61事業のうち、25事業が文書指摘を受けています。その

25事業では、「介護報酬の算定等について、誤り（不備）があるので、是正すること」、「居宅サービス計画の内容に沿った訪問介護計画を作成し、サービスを提供すること」等について指摘されています。

指摘の具体事項例	文書指摘事業数
<p>➤ <b>介護報酬の算定等について、誤り(不備)があるので、是正すること。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 指定訪問介護を提供した具体的なサービス内容の記録が確認できない日時に所定単位数を算定している。</li> <li>◇ 訪問介護計画に位置付けられている標準的な時間ではなく、現に要した時間で算定している。</li> </ul> <p>(原告第19号別表の1のイからハまでの注1、老企第36号第2の2(4))</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 指定訪問介護事業所と同一の建物に居住する利用者に対し、指定訪問介護を提供しているにもかかわらず、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定していない。</li> </ul> <p>(原告第19号別表の1のイからハまでの注10、老企第36号第2の2(4))</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 居宅サービス計画上又は訪問介護計画上、訪問介護のサービス提供開始時刻が加算の対象となる時間帯にない場合に、早朝・夜間、深夜の加算を算定している。</li> </ul> <p>(原告第19号別表の1のイからハまでの注7、老企第36号第2の2(11))</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ サービス提供責任者が指定訪問介護に同行したか記録により確認できないにもかかわらず、初回加算を算定している。</li> </ul> <p>(原告第19号別表の1の二の注、老企第36号第2の2(19))</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ キャリアパス要件Ⅱを満たしていないにもかかわらず、介護職員処遇改善加算(Ⅲ)を算定している。</li> </ul> <p>(原告第19号別表の1のトの注、厚労告第95号の四、老企第36号第2の2(22))</p>	13
<p>➤ <b>居宅サービス計画の内容に沿った訪問介護計画を作成し、サービスを提供すること。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 居宅サービス計画が変更されているにもかかわらず、訪問介護計画を変更していない。</li> <li>◇ 居宅サービス計画とは異なる曜日にサービスを位置付けし、訪問介護計画を作成している。</li> <li>◇ 居宅サービス計画及び訪問介護計画に位置付けのないサービスを提供している。</li> </ul> <p>(居宅条例第20条、第28条第1項・第4項、居宅施行要領第三の一の3の(20)の①・②)</p>	8

<p>➤ <b>訪問介護員等の勤務の体制を定めること。</b></p> <p>◇ 訪問介護員等について、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、サービス提供責任者である旨等を明確にしていない。 (居宅条例第11条第1項、居宅施行要領第三の一の3の(6))</p>	6
<p>➤ <b>アセスメントを実施した上で、訪問介護計画の作成及び変更を行うこと。</b></p> <p>◇ 訪問介護計画の作成及び変更にあたって、アセスメントを行っていない。 (居宅条例第28条第1項・第4項、居宅施行要領第三の一の3の(20))</p>	4
<p>➤ <b>その他</b></p> <p>◇ サービス提供責任者を適切に配置すること。 ◇ 専らその職務に従事する常勤の管理者を配置すること。 ◇ 利用者の個人情報を用いる場合にあっては当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合にあっては当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていない。 ◇ 指定に係る事項に変更があった場合、法令で定めるところにより、10日以内に、その旨を都知事に届け出ること。等</p>	12 (延べ)
<p><b>合計(延べ)</b></p>	43

【根拠法令等】

- \* 厚告第19号  
二平成12年2月10日厚生省告示第19号「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」
- \* 老企第36号  
二平成12年3月1日老企第36号「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」
- \* 厚労告第95号  
二平成27年3月23日厚生労働省告示第95号「厚生労働大臣が定める基準」
- \* 居宅条例  
二平成24年10月11日東京都条例第111号「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例」
- \* 居宅施行要領  
二平成25年3月29日24福保高介第1882号「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行要領」

**イ 訪問入浴介護事業(介護予防を含む。)**

実地指導を行った2事業のうち、文書指摘を受けた事業はありません。

**ウ 通所介護事業**

実地指導を行った40事業のうち、15事業が文書指摘を受けています。その15事業では、「介護報酬の算定等について、誤り(不備)があるので、是正すること」、「人員基準等を遵守した職員配置を行うこと」等について指摘されています。

指摘の具体事項例	文書指摘 事業数
<p>➤ <b>介護報酬の算定等について、誤り(不備)があるので、是正すること。</b></p> <p>◇ 看護職員の員数の基準を満たさない状況にあるにもかかわらず、通所介護費等の算定方法の規定に従って減算していない。 (原告第19号別表の6のイからハまでの注1、厚告第27号の一、老企第36号の第2の7(23))</p> <p>◇ 人員体制を確保している曜日があらかじめ定められておらず、理学療法士等が不在で利用者が理学療法士等から直接機能訓練の提供を受けていない日に個別機能訓練加算(Ⅰ)イを算定している。 (原告第19号別表の6のイからハまでの注11、厚労告第95号の十六、老企第36号第2の7(11))</p> <p>◇ 専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置することに加えて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を指定通所介護を行う時間帯を通じて1名以上配置していないにもかかわらず、個別機能訓練加算(Ⅰ)ロを算定している。 (原告第19号別表の6のイからハまでの注11、厚労告第95号の十六、老企第36号第2の7(11))</p> <p>◇ 前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5である者の占める割合が100分の30以上ではないにもかかわらず、中重度者ケア体制加算を算定している。 (原告第19号別表の6のイからハまでの注9、老企第36号第2の7(9)⑥)</p>	5
<p>➤ <b>人員基準等を遵守した職員配置を行うこと。</b></p> <p>◇ 生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員を適正に配置していない。 (居宅条例第99条第1項第1号・第2号・第3号・第4号、居宅規則第17条第1項第1号・第2号・第3号・第4号、居宅施行要領第三の六の1の(1)の③・④・⑤・⑥・⑦)</p>	3
<p>➤ <b>従業者の勤務の体制を定めること。</b></p> <p>◇ 通所介護従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、各職種との兼務関係等を明確にしている。 (居宅条例第103条第1項、居宅施行要領第三の六の3の(2)の①)</p>	4

<p>➤ <b>その他</b></p> <p>◇ 利用者の個人情報を用いる場合にあっては当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合にあっては当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていない。</p> <p>◇ 利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合に、速やかに区市町村に連絡していない。等</p>	<p>3 (延べ)</p>
<p><b>合計(延べ)</b></p>	<p>15</p>

【根拠法令等】

- \* 厚告第19号  
平成12年2月10日厚生省告示第19号「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」
- \* 老企第36号  
平成12年3月1日老企第36号「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」
- \* 厚労告第95号  
平成27年3月23日厚生労働省告示第95号「厚生労働大臣が定める基準」
- \* 厚告第27号  
平成12年2月10日厚生省告示第27号「厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法」
- \* 居宅条例  
平成24年10月11日東京都条例第111号「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例」
- \* 居宅規則  
平成24年10月11日東京都規則第141号「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則」
- \* 居宅施行要領  
平成25年3月29日24福保高介第1882号「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行要領」

**エ 短期入所生活介護事業(介護予防を含む。)**

実地指導を行った74事業のうち、16事業が文書指摘を受けています。当該事業では、「従業員の勤務の体制を定めること」、「介護報酬の算定等について、誤り(不備)があるので、是正すること」について指摘されています。

指摘の具体事項例	文書指摘 事業数
<p>➤ <b>従業員の勤務の体制を定めること。</b></p> <p>◇ 短期入所生活介護従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、各職種との兼務関係等を明確にしていない。</p> <p>(居宅条例第167条(第103条第1項準用)、居宅施行要領第三の八の3の(17)(第三の六の3の(2)の①参照)</p>	<p>5</p>

<p>➤ <b>介護報酬の算定等について、誤り(不備)があるので、是正すること。</b></p>	
<p>◇ 居宅サービス計画において当該日に利用することが計画されているにもかかわらず、緊急短期入所受入加算を算定している。</p> <p>(厚告第19号別表の8のイロの注15、厚労告第94号の二十一、老企第40号第2の2(18))</p> <p>◇ 専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置していないにもかかわらず、専従の機能訓練指導員を配置している場合の加算を算定している。</p> <p>(厚告第19号別表の8のイロの注6、老企第40号第2の2(8))</p>	2
<p>➤ <b>その他</b></p>	
<p>◇ 1週間に2回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきしていない。</p> <p>◇ 身体的拘束等を行う場合に、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していない。 等</p>	4 (延べ)
<p><b>合計(延べ)</b></p>	11

【根拠法令等】

- \* 居宅条例  
 平成24年10月11日東京都条例第111号「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例」
- \* 居宅施行要領  
 平成25年3月29日24福保高介第1882号「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行要領」
- \* 厚告第19号  
 平成12年2月10日厚生省告示第19号「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」
- \* 厚労告第94号  
 平成27年3月23日厚生労働省告示第94号「厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等」
- \* 老企第40号  
 平成12年3月8日老企第40号「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービスおよび特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」

**オ 特定施設入居者生活介護事業(介護予防を含む。)**

実地指導を行った100事業のうち、81事業が文書指摘を受けています。その81事業では、「事故報告を適切に行うこと」、「介護報酬の算定等について、誤り(不備)があるので、是正すること」等について指摘されています。

なお、指摘の具体事項例については、「4 高齢者施設等」(23～34ページ)を御参照ください。

**カ 福祉用具貸与事業(介護予防を含む。)**

実地指導を行った16事業のうち、6事業が文書指摘を受けています。その6事業では、「福祉用具貸与計画は、特定福祉用具販売を併せて利用するとき

は特定福祉用具販売計画と一体のものとして作成すること」、「福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合において、受託者の履行状況の確認及びその改善状況の確認の結果を記録しておくこと」等について、指摘されています。

### キ 特定福祉用具販売事業(介護予防を含む。)

実地指導を行った16事業のうち、5事業が文書指摘を受けています。その5事業では、「サービス提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供開始について同意を得ること」、「従業者の勤務の体制を定めること」について、指摘されています。

### ク 居宅介護支援事業

実地指導を行った4事業のうち、1事業が文書指摘を受けています。当該事業では、「介護報酬の算定等について、誤り(不備)があるので是正すること」について、指摘されています。

## (3) 指導事例

### ア 訪問介護事業

(介護報酬の算定等について、誤り(不備)があるので、是正すること。)

- 訪問介護費については、指定訪問介護事業所の訪問介護員等が、指定訪問介護を行った場合に、現に要した時間ではなく、訪問介護計画に位置付けられた内容の指定訪問介護を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定することとされています。
- しかしながら、東京都の実地指導において、訪問介護計画に位置付けられた内容の指定訪問介護を提供した具体的なサービス提供記録を確認できない日時に、訪問介護費を算定している事例が見受けられました。
- このような事例に対して都は、介護報酬請求を自主点検し、保険者に不適正な介護報酬請求を申告の上、返還手続き等を行うとともに、その結果を東京都に報告するよう指導を行っています。また、利用者等に対しては、自己負担額等の過払い分を返還するよう指導を行っています。

【根拠法令等】

\*平成12年2月10日厚生省告示第19号「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」別表の1のイからハまでの注1

\*平成12年3月1日老企第36号「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」第2の2(4)

(居宅サービス計画に沿った訪問介護計画を作成し、サービスを提供すること。)

- 指定訪問介護事業所において、サービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的な指定訪問介護の内容等を記載した訪問介護計画を作成しなければなりません。この場合において、既に居宅サービス計画が作成されているときは、当該居宅サービス計画の内容に沿って訪問介護計画を作成し、指定訪問介護を提供しなければなりません。
- しかしながら、東京都の実地指導において、居宅サービス計画が変更されているにもかかわらず、訪問介護計画を変更していない事例が見受けられました。
- このような事例に対して都は、居宅サービス計画に沿った訪問介護計画を適切に作成し、指定訪問介護を提供するよう指導を行っています。

【根拠法令等】

- \* 平成24年10月11日東京都条例第111号「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例」第20条、第28条第1項・第4項
- \* 平成25年3月29日24福保高介第1882号「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行要領」第三の一の3の(20)の①・②

## イ 通所介護事業

(看護職員を適正に配置すること。)

- 指定通所介護事業者は、指定通所介護の単位ごとに、専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員が1以上となるために必要な数を配置しなければなりません。
- しかしながら、東京都の実地指導において、看護職員がサービス提供時間帯を通じて専従していない事例が見受けられました。
- このような事例に対して都は、看護職員の配置基準等を確認の上、日々の看護職員を適正に配置するよう指導を行っています。

【根拠法令等】

- \* 平成24年10月11日東京都条例第111号「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例」第99条第1項第2号
- \* 平成24年10月11日東京都規則第141号「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則」第17条第1項第2号
- \* 平成25年3月29日24福保高介第1882号「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行要領」第三の六の1の(1)の⑥

(介護報酬の算定等について、誤り(不備)があるので、是正すること。)

- 指定通所介護事業所の看護職員の配置数が、人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合には、その翌月から人員基準欠如が解消される月に至った月まで、利用者全員について、所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数に減算され、人員基準欠如が解消されるに至った月の翌月から通常の所定単位数が算定しなければなりません。また、人員基準上必要とされる員数から1割の範囲内で減少した場合には、その翌々月から人員基準欠如が解消される月に至った月まで、利用者全員について、所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数に減算され、人員基準欠如が解消されるに至った月の翌月から通常の所定単位数が算定しなければなりません(ただし、その場合において翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。)
- しかしながら、東京都の現地指導において、看護職員の員数の基準を満たさない状況にあるにもかかわらず、通所介護費等の算定方法の規定に従って減算していない事例が見受けられました。
- このような事例に対して都は、介護報酬請求を自主点検し、保険者に不適正な介護報酬請求を申告の上、返還手続き等を行うとともに、その結果を東京都に報告するよう指導を行っています。また、利用者等に対しては、自己負担額等の過払い分を返還するよう指導を行っています。

【根拠法令等】

- \*平成12年2月10日厚生省告示第19号「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」別表の6のイからハまでの注1
- \*平成12年2月10日厚生省告示第27号「厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法」一
- \*平成12年3月1日老企第36号「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」第2の7(23)

## ウ 短期入所生活介護事業

(従業者の勤務の体制を定めること。)

- 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対し、適切な指定短期入所生活介護を提供することができるよう各指定短期入所生活介護事業所において、従業者の勤務の体制を定めなければなりません。その際、指定短期入所生活介護事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、事業所の従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、各職種との兼務関係等を明確にしなければなりません。
- しかしながら、東京都の現地指導において、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員

の配置、各職種との兼務関係等が明確になっていない事例が見受けられました。

- このような事例に対して都は、必要事項を明確にするよう指導を行っています。

【根拠法令等】

\*平成24年10月11日東京都条例第111号「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例」第167条（第103条第1項準用）

\*平成25年3月29日24福保高介第1882号「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行要領」第三の八の3の(17)（第三の六の3の(2)の①参照）

**（介護報酬の算定等について、誤り（不備）があるので、是正すること。）**

- 緊急短期入所受入加算は、緊急利用者を受け入れたときに、当該緊急利用者のみ加算できます。「緊急利用者」とは、介護を行う者が疾病にかかっていることその他やむを得ない理由により居宅で介護を受けることができない、かつ、居宅サービス計画において当該日に利用することが計画されていない者をいいます。
- しかしながら、東京都の実地指導において居宅サービス計画において当該日に利用することが計画されているにもかかわらず、緊急短期入所受入加算を算定している事例が見受けられました。
- このような事例に対して都は、介護報酬請求を自主点検し、保険者に不適正な介護報酬請求を申告の上、返還手続き等を行うとともに、その結果を東京都に報告するよう指導を行っています。また、利用者等に対しては、自己負担額等の過払い分を返還するよう指導を行っています。

【根拠法令等】

\*平成12年2月10日厚生省告示第19号「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」別表の8のイロの注15

\*平成27年3月23日厚生労働省告示第94号「厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等」二十一

\*平成12年3月8日老企第40号「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」第2の2(18)

**（4）介護報酬に係る返還金（在宅・福祉系）**

前記の在宅サービス事業者（福祉系）に対して令和4年度に行った実地指導及び監査において判明し、返還請求指示を行った介護報酬額は、5,045,945円でした。

区分	件数（事業）	金額（円）
訪問介護事業	13	4,574,736
通所介護事業	2	21,312
短期入所生活介護事業	1	7,657
特定施設入居者生活介護事業	5	435,400
居宅介護支援事業	1	6,840
計	22	5,045,945

※金額は令和5年6月末時点のものです。

## (5) 運営状況等確認検査の実施

平成25年度から「指定居宅サービス事業者等の運営状況等確認検査」を実施しています。この検査は東京都が独自に実施するもので、書面による検査（業務管理体制に関する検査も含む。）を実施しています。概ね6年に1回、定期的を実施することにより、事業所運営の問題点を早期に発見し、事業所の適正な運営を確保することを目的としています。

### [実績]

令和4年度
1,253事業

## 6 介護保険在宅サービス事業(医療系)

在宅サービス事業（医療系）には、通院が困難な要介護者等に対して、看護師等が家庭を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行う「訪問看護」のほか、「通所リハビリテーション」、「訪問リハビリテーション」、「短期入所療養介護」、「居宅療養管理指導」の事業があります。

都はこれらの事業について、介護保険法第24条及び第115条の7の規定に基づき、実地指導及び集団指導を介護予防も含めて実施しています。

### (1) 令和4年度 検査実施状況(介護予防を含む。)

#### ア 実地指導

介護保険在宅サービス事業（医療系）については、全体の3.8%に当たる158事業に対して実地指導を行いました。

(単位：事業)

種別	対象数 (a)	実地 指導数(b)	うち 文書指摘 事業数	実施率 (b/a)
訪問看護事業	2,856	84	40	2.9%
通所リハビリテーション事業	595	38	4	6.4%
訪問リハビリテーション事業	592	8	—	1.4%
短期入所療養介護事業	162	28	—	17.3%
計	4,205	158	44	3.8%

※健康保険法により保険医療機関に指定された医療機関は、介護保険法に基づく医療系サービス（「訪問看護」「通所リハビリテーション」「訪問リハビリテーション」等）の事業者として指定されたものとみなされます。また、介護保険法による開設許可をされた介護老人保健施設は、「通所リハビリテーション」「短期入所療養介護」の事業者として指定されたものとみなされます。これらのみなされた事業所を「みなし指定事業所」といいます。

※上記の表において、

\*訪問看護は、みなし指定事業所を含みません。

\*通所リハビリテーション、訪問リハビリテーション及び短期入所療養介護は、みなし指定事業所を含みます。

（ただし、通所リハビリテーション及び訪問リハビリテーションの保険医療機関みなし指定事業所については、給付実績が10件以上の事業所のみを含んでいます。）

\*なお、通所リハビリテーション及び訪問リハビリテーションの保険医療機関みなし指定事業所の範囲は、平成30年度から上記のとおり改めました。

## イ 集団指導

新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を踏まえ、医療系の介護保険在宅サービス事業者に対しては、従来の集合形式に代えてホームページに動画と資料を掲載しました。

参加事業者数	主な内容
3,558	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業運営に関する留意事項</li> <li>・指定届、変更届の手続</li> <li>・介護報酬の請求事務</li> </ul>

※動画を視聴し、東京共同電子申請・届出サービスにより受講確認票を提出した事業者数。

## (2) 主な指摘事項

### ア 訪問看護事業(介護予防を含む。)

実地指導を行った84事業のうち、40事業が何らかの文書指摘を受けています。その40事業のうち、20事業が「秘密保持のために必要な措置を講じること」、8事業が「看護師等を常勤換算方法で2.5人以上配置すること」について指摘されています。

指摘の具体事項例	文書指摘事業数
<p>▶ <b>秘密保持のために必要な措置を講じること。</b></p> <p>◇ 利用者及び利用者の家族の個人情報を用いる場合に、利用者及び利用者家族の同意を、あらかじめ文書により得ていない。</p> <p>◇ 従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていない。</p> <p>(居宅条例第78条(第34条準用)、居宅予防条例第74条(第54条の4準用))</p>	20
<p>▶ <b>保健師、看護師又は准看護師を常勤換算方法で2.5人以上確保すること。</b></p> <p>◇ 看護師等の1人について、管理者が当該指定訪問看護ステーションの管理上支障がないとして兼務しているため、当該管理者業務を除いた常勤換算では看護師等を2.5人以上確保できていない。</p> <p>(居宅条例第64条、居宅規則第12条、居宅予防条例第64条、予防規則第12条)</p>	8

<p>▶ 介護報酬の算定等について、誤りがあるので、是正すること</p>	
<p>◇ ターミナルケア加算について、ターミナルケア及びその提供の記録を行わず、利用者及び家族の同意を得ていない。</p> <p>◇ 指定訪問看護事業所の所在する建物と同一の敷地内の建物に居住する利用者に対して、所定単位数の100分の90に相当する単位数で算定していない。</p> <p>◇ 複数名訪問看護加算について、利用者又はその家族等の同意を得ていない。</p> <p>◇ 初回加算について、初回訪問の前に訪問看護計画書を作成して説明し同意を得ていない。</p> <p>(居宅条例第78条(第34条準用)、居宅予防条例第74条(第54条の4準用))</p>	6
<p><b>合計(延べ)</b></p>	34

【根拠法令等】

\*厚告第19号

＝指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚生省告示第19号）

\*厚労告第127号

＝指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省告示第127号）

\*老企第36号

＝指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日老企第36号）

\*老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号

＝指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月17日老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号）

\*居宅条例

＝東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年10月11日条例第111号）

\*居宅予防条例

＝東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（平成24年10月11日条例第112号）

\*居宅施行要領

＝東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行要領（平成25年3月29日24福保高介第1882号）

### イ 通所リハビリテーション事業(介護予防を含む。)

実地指導を行った38事業のうち、4事業が何らかの文書指摘を受けています。その4事業のうち、2事業が「秘密保持のために必要な措置を講じること」と「介護報酬の適正な算定」について指摘されています。

指摘の具体事項例	文書指摘事業数
<p>▶ <b>秘密保持のために必要な措置を講じること。</b></p> <p>◇ 利用者及び利用者家族の個人情報を用いる場合に、利用者及び利用者家族の同意を、あらかじめ文書により得ていない。</p> <p>◇ 従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていない。</p> <p>(居宅条例第145条(第34条準用)、居宅予防条例第123条(第54条の4準用)、居宅施行要領第3-7-3(6)(第3-1-3(22)参照)及び第4-1)</p>	2
<p>▶ <b>介護報酬の算定等について、誤りがあるので、是正すること。</b></p> <p>◇ 入浴介助加算について、入浴中の利用者の介助を行うことについて、通所リハビリテーション計画書での位置づけが明確でない。</p> <p>(厚告第19号別表7注7、老企第36号第二-8(10))</p>	2
<b>合計(延べ)</b>	4

### ウ 訪問リハビリテーション事業(介護予防を含む。)

実地指導を行った8事業に、文書指摘を受けた事業はありませんでした。

### エ 短期入所療養介護事業(介護予防を含む。)

実地指導を行った28事業に、文書指摘を受けた事業はありませんでした。

## (3) 指導事例

### ア 訪問看護事業(介護予防を含む。)

(介護報酬の算定等について、誤りがあるので、是正すること。)

- 訪問看護費の算定に当たっては、一定の要件を満たす場合に各種加算を算定することができます。

例えば、「初回加算」では、新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して訪問看護を行った場合に算定することと定められています。

- しかしながら、東京都の実地指導において、新規に訪問看護計画書を作成せずに初回加算を算定しているなどの誤算定の事例が見受けられました。
- これに対して都は、報酬の返還を指示するとともに、加算要件を再確認し、適正に算定を行うよう指導を行っています。

【根拠法令等】

\*平成12年2月10日厚生省告示第19号「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」ほか

#### イ 通所リハビリテーション事業(介護予防を含む。)

(個人情報を用いる場合に利用者及び家族の同意を得ること。)

- 指定通所リハビリテーション事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合にあっては当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合にあっては当該家族の同意を、あらかじめ文書により得なければなりません。
- しかしながら、東京都の実地指導において、利用者及び利用者家族の個人情報を用いる場合に、当該利用者及び利用者家族の同意を、あらかじめ文書により得ていない事例が見受けられました。
- これに対して都は、適切に同意を得るよう指導を行っています。

【根拠法令等】

\*平成24年10月11日条例第111号「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例」第145条(第34条準用)ほか

#### (4) 介護報酬に係る返還金(在宅・医療系)

前記の在宅サービス事業者(医療系)に対して令和4年度に行った実地指導により判明し、返還請求指示を行った介護報酬額は27,097円でした。

区分	件数(事業)	金額(円)
訪問看護事業(介護予防を含む。)	2	27,097
計	2	27,097

※金額は令和5年6月末時点のもの

## 7 障害者支援施設等

障害者支援施設は、夜間における入浴、排せつ等の介護を行う施設入所支援サービスのほか、日中活動を支援するためのサービスを行っています。

その他、日中活動を支援するためのサービスとして生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援等を行う事業所もあります。

これらの障害者支援施設等に対する実地指導権限は、都と区市町村とにあります。都は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第11条第2項の規定に基づいて実地指導を実施しています。

また、児童福祉施設のうち、障害児入所施設については、児童福祉法第24条の15の規定に基づいて実地指導を実施しています。

## (1) 令和4年度 検査実施状況

### ア 実地指導

障害者支援施設等及び障害児入所施設については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を踏まえ、一部の施設（全体の3.6%に当たる81事業）に対して実地指導を行いました。

（単位：事業）

種別	対象数(a)	実地指導数(b)	うち文書指摘 事業数	実施率(b/a)
障害者支援施設等	2,240	77	47	3.4%
障害児入所施設	18	4	2	22.2%
計	2,258	81	49	3.6%

### イ 集団指導

新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を踏まえ、従来の集合形式に代えてオンライン形式で行いました。

参加事業数	主な内容
1,850	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実地指導で見受けられる事例</li> <li>・虐待防止、人権擁護</li> <li>・事業運営に関する留意事項</li> <li>・障害者施策の動向等</li> </ul>

※新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、下記の事業に対して集団指導を（オンラインにて）行いました。  
生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、施設入所支援及び療養介護  
（令和4年10月1日までに指定された全事業所）

## (2) 主な指摘事項

### ア 障害者支援施設等

実地指導を行った77事業のうち、47事業が何らかの文書指摘を受けています。その47事業のうち、36事業が「身体的拘束等の適正化を図るため必要な体制の整備を講じること」について指摘されています。

指摘の具体事項例	文書指摘 事業数
<p>➤ <b>身体的拘束等の適正化を図るため必要な体制の整備を講じること。</b></p> <p>◇ 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を開催していない。                  ◇ 身体拘束等の適正化のための指針を整備していない。                  ◇ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施していない。</p> <p>(都条例第136号第50条第3項)(都条例第155号第108条(第35条第2準用))                  (都規則173号第9条第1項)(都規則175号第4条の3)</p>	36
<p>➤ <b>事故発生時に行政へ連絡がされていないので是正すること。</b></p> <p>◇ 発生した事故について、行政に連絡していない。                  ◇ 利用者への誤与薬について、行政に連絡していない。                  ◇ 利用者の感染症の発生について、行政に連絡していない。</p> <p>(都条例第136号第56条第1項)(都条例第155号第76条・第188条・第192条(第40条第1項準用))(施設・事業所における事故等防止対策の徹底について)</p>	11
<p>➤ <b>利用者の人権擁護、虐待防止等のための体制の整備を行うこと。</b></p> <p>◇ 障害者虐待防止に係る研修を実施していない。                  ◇ 虐待防止の責任者や虐待防止のための委員会等内部組織を設置していない。</p> <p>(虐待防止法第15条、都条例第136号第3条第3項、都条例第155号第3条第3項)、                  都規則第175号第4条の4、障害者虐待の防止と対応の手引き、施設における虐待防止体制の整備徹底について)</p>	8
<p>➤ <b>当該年度の目標工賃と前年度の工賃実績を利用者に通知していないので是正すること。</b></p> <p>◇ 年度ごとに、目標とする工賃の水準を設定し、当該目標とする工賃の水準及び前年度に利用者に対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知していない。</p> <p>(都条例第155号第187条第4項準用)</p>	5
<p><b>その他</b></p> <p>◇ サービス提供の記録について利用者等から確認を得ていない。                  ◇ 就労支援事業別事業活動明細書、就労支援事業製造原価明細書、就労支援事業販管費明細書を作成していない。                  ◇ 個別支援計画の作成後、6か月に1回以上の見直しがされていない。 等</p>	51 (延べ)
<p><b>合計(延べ)</b></p>	111

【根拠法令等】

\* 虐待防止法

＝平成23年6月24日法律第79号「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」

- \* 障害者虐待の防止と対応の手引き  
 =平成30年6月厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」
- \* 都条例第136号  
 =平成24年12月13日東京都条例第136号「東京都指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例」
- \* 都規則第173号  
 =平成24年12月21日東京都規則第173号「東京都指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則」
- \* 都条例第155号  
 =平成24年12月13日東京都条例第155号「東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例」
- \* 都規則第175号  
 =平成24年12月21日東京都規則第175号「東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則」
- \* 施設における虐待防止体制の整備徹底について  
 =令和3年5月12日3福保障施第578号「施設・事業所における虐待防止体制の整備の徹底について（通知）」
- \* 施設・事業所における事故等防止対策の徹底について  
 =令和4年5月26日4福保障施第652号「施設・事業所における事故等防止対策の徹底について（通知）」

## イ 障害児入所施設

実地指導を行った4事業のうち、文書指摘を受けた事例が2事業ありました。

指摘の具体事項例	文書指摘 事業数
<p>➤ サービス提供の記録について利用者等から確認を得ていないので是正すること。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>◇ サービス提供の記録について、入所給付決定保護者からの確認を得ていない。            （条例第140号第56条（第19条第2項準用））</p> </div>	1
<p><b>その他</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>◇ 身体拘束等の適正化を図るために、必要な措置を講じていない。            ◇ 代理受領方式による場合、利用者にもその額を通知していない。            ◇ 事故発生時に行政へ連絡がされていない。</p> </div>	3
<b>合計(延べ)</b>	4

【根拠法令等】

- \* 都条例第140号  
 =平成24年12月13日東京都条例第140号「東京都指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例」

### (3) 指導事例

#### ア 障害者支援施設等

(就労支援事業の会計処理基準に定める明細書を作成すること。)

- 社会福祉法人以外の法人が就労支援事業（就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型）を行う場合には、就労支援事業会計処理基準に基づいて会計処理を行うこととされています（生産活動を実施する指定生活介護事業所も適用可）。
- 本基準は事業者に対し、①「就労支援事業別事業活動明細書」、②「就労支援事業製造原価明細書」、③「就労支援事業販管費明細書」という3種類の明細書を作成するように定めています（ただし、事業の規模等によっては②及び③の作成に替えて、④「就労支援事業明細書」を作成すれば足りる。）。
- しかしながら、東京都の現地指導においては、これらの明細書が作成されていない事例が数多く見受けられました。
- このような事例に対して都は、就労支援事業利用者に対する適正な賃金・工賃の支給と、賃金・工賃の計算過程の透明性の確保のために、明細書の作成を行うよう指導しています。

【根拠法令等】

\*平成25年1月15日社援発0115第1号「『就労支援等の事業に関する会計処理基準の取り扱いについて』の一部改正について」第二の1(4)、2(1)、3(1)(2)

\*平成25年1月15日事務連絡「『就労支援の事業の会計処理の基準』の改正に係る留意事項等の説明」5、6、7、8

#### イ 障害児入所施設

(代理受領方式による場合、利用者とその額を通知すること。)

- 指定短期入所事業者は、法定代理受領により指定短期入所に係る介護給付費の支給を受けた場合は、利用者に対し、介護給付費の額を通知しなければなりません。
- しかしながら、東京都の現地指導において、介護給付費の額を通知していない事例が見受けられました。
- このような事例に対して都は、法定代理受領により支給を受けた介護給付費の額を利用者に通知するよう指導を行っています。

【根拠法令等】

\*都条例第155号

＝平成24年12月13日東京都条例第155号「東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例」

#### (4) 給付費に係る返還金

前記の障害者支援施設に対して行った実地指導において判明し、返還請求指示を行った給付額は、230,210,630円でした。

区分	件数（施設）	金額（円）
障害者支援施設等	4	230,210,630
計	4	230,210,630

※金額は令和5年6月末時点のものです。

## **8 障害福祉在宅サービス事業等** **(障害福祉在宅サービス事業、障害児通所支援事業)**

障害者総合支援法に基づく在宅サービスには、日常生活を営むことに支障がある在宅の障害者が生活全般の介護、家事等の支援を受ける居宅介護のほか、共同生活援助（グループホーム）などがあります。

これら障害福祉サービス事業に対する実地指導権限は、都と区市町村にあります。都は障害者総合支援法第11条第2項の規定に基づいて実地指導を実施しています。

また、児童発達支援や放課後等デイサービス等の障害児通所支援事業については、児童福祉法第57条の3の3第4項の規定に基づいて実地指導を実施しています。

## (1) 令和4年度 検査実施状況

### ア 実地指導

障害福祉在宅サービス事業等については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を踏まえ、一部の施設（全体の1.2%に当たる109事業）に対して実地指導を行いました。

（単位：事業）

種別	対象数 (a)	実地指導数 (b)	うち文書指摘 事業数	実施率 (b/a)
障害福祉在宅サービス事業	7,441	83	65	1.1%
障害児通所支援事業	1,308	26	20	2.0%
計	8,749	109	85	1.2%

### イ 集団指導

新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を踏まえ、従来の集合形式に代えてオンライン形式で行いました。

種別	参加事業数	主な内容
障害福祉在宅サービス事業	991	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実地指導における主な指摘事項</li> <li>・事業運営に関する留意事項</li> <li>・事業指定後の手続</li> <li>・虐待防止、人権擁護</li> </ul>
障害児通所支援事業	1,081	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実地指導における主な指摘事項</li> <li>・事業運営に関する留意事項</li> <li>・虐待防止、人権擁護</li> </ul>

※新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、下記の事業に対して集団指導を（オンラインにて）行いました。

- ①共同生活援助、短期入所及び自立生活援助  
（令和4年10月1日までに指定された全事業所）
- ②児童発達支援、放課後等デイサービス、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援及び児童発達支援センター  
（令和4年10月1日までに指定された全事業所）
- ③居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護  
（令和3年11月1日から令和4年10月1日までに指定された事業所及び令和3年度集団指導欠席事業所）

## (2) 主な指摘事項

### ア 障害福祉在宅サービス事業

実地指導を行った83事業のうち、65事業が何らかの文書指摘を受けています。その65事業のうち、48事業が「身体的拘束等の適正化を図るため必要な体制の整備を講じること」について指摘されています。

指摘の具体事項例	文書指摘事業数
<p>➤ <b>身体的拘束等の適正化を図るため必要な体制の整備を講じること。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を開催していない。</li> <li>◇ 身体拘束等の適正化のための指針を整備していない。</li> <li>◇ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施していない。</li> </ul> <p>( (都条例第155号第35条の2第3項・第43条第1項(第35条の2第3項準用) (都規則第175号第4条の3) ) )</p>	48
<p>➤ <b>利用者の人権擁護、虐待防止等のための体制の整備を行うこと。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 障害者虐待防止に係る研修を実施していない。</li> <li>◇ 虐待防止の責任者や虐待防止のための委員会等内部組織を設置していない。</li> </ul> <p>(虐待防止法第15条、都条例第155号第3条第3項・第40条の2・第43条第1項(第40条の2準用)・第108条・第199条(第40条の2準用)、都規則第175号第4条の4第1項、障害者虐待の防止と対応の手引き、施設・事業所における虐待防止体制の整備の徹底について)</p>	42
<p>➤ <b>業務管理体制の整備に関する事項を届け出ているので是正すること。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 法令遵守責任者を選任しておらず、業務管理体制の整備に関する事項を届け出ている。</li> </ul> <p>(支援法第51条の2第1項及び第2項第1号、支援法規則第34条の27第1号及び第34条の28第1項)</p>	23
<p>➤ <b>給付費の額について通知を行っていないので是正すること。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 受領した介護給付費の額を通知していない。</li> <li>◇ 法定代理受領により支給を受けた介護給付費の額を利用者に通知していない。</li> </ul> <p>(都条例第155号第27条第1項・第43条第1項及び同条第2項・第108条(第27条第1項準用))</p>	17

<p>➤ <b>法及び法施行規則で定める事項の変更を届け出ていないので是正すること。</b></p> <p>◇ 管理者及びサービス提供責任者の変更を届け出ていない。                  ◇ 管理者及びサービス提供責任者の変更並びに運営規程の内容に変更があったにもかかわらず、その旨の届け出を行っていない。                  (支援法第46条第1項、支援法施行規則第34条の23、第34の7)</p>	16
<p>➤ <b>その他</b></p> <p>◇ 領収書を交付していないので交付すること。                  ◇ サービス提供の記録について利用者から確認を得ていないので是正すること。                  ◇ 利用者に対するサービス提供により事故が発生した時に必要な措置を講じていないので是正すること。 等</p>	107 (延べ)
<b>合計(延べ)</b>	253

【根拠法令等】

- \* 虐待防止法  
 =平成23年6月24日法律第79号「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」
- \* 障害者虐待の防止と対応の手引き  
 =平成30年6月厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」
- \* 支援法  
 =平成17年11月7日法律第123号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」
- \* 支援法規則  
 =平成18年2月28日厚生労働省令第19号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」
- \* 都条例第136号  
 =平成24年12月13日東京都条例第136号「東京都指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例」
- \* 都規則第173号  
 =平成24年12月21日東京都規則第173号「東京都指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則」
- \* 都条例第155号  
 =平成24年12月13日東京都条例第155号「東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例」
- \* 都規則第175号  
 =平成24年12月21日東京都規則第175号「東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則」
- \* 施設・事業所における事故等防止対策の徹底について  
 =令和4年5月26日4福保障施第652号「施設・事業所における事故等防止対策の徹底について(通知)」

## イ 障害児通所支援事業

実地指導を行った26事業のうち、20事業が何らかの文書指摘を受けています。その20事業のうち、18事業が「身体的拘束等の適正化を図るため必要な体制の整備を講じること」について指摘されています。

指摘の具体事項例	文書指摘事業数
<p>➤ <b>身体的拘束等の適正化を図るため必要な体制の整備を講じること。</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を開催していない。</li> <li>◇ 身体拘束等の適正化のための指針を整備していない。</li> <li>◇ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施していない。</li> </ul> <p>(都条例第139号第42条第3項、都規則第167号第8条第3項)</p> </div>	18
<p>➤ <b>障害児の人権擁護、虐待防止等のための体制の整備を行うこと。</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 虐待防止の責任者の設置、職員への周知徹底、研修の実施が不十分等、虐待防止のための体制の整備を行っていない。</li> </ul> <p>(虐待防止法第15条、都条例139号第3条第4項・第43条第2項・第76条(第43条第2項準用)、児童発達支援ガイドライン、放課後等デイサービスガイドライン、障害者虐待の防止と対応の手引き、施設・事業所における虐待防止体制の整備の徹底について)</p> </div>	11
<p>➤ <b>業務管理体制の整備に関する事項を届け出ているので是正すること。</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 法令遵守責任者を選任しておらず、業務管理体制の整備に関する事項を届け出していない。</li> </ul> <p>(児福法第21条の5の26第1項及び第2項、児福法施行規則第18条の37、第18条の38第1号)</p> </div>	9
<p>➤ <b>職場におけるハラスメント防止のために必要な措置を講じていないので是正すること。</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていない。</li> </ul> <p>(都条例第139号第14条第4項及び76条(第14条第4項準用))</p> </div>	7

<p>➤ <b>事故が発生した場合に必要な措置を講じていないので是正すること。</b></p> <p>◇ 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合に、速やかに都、区市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、当該事故の状況及び処置についての記録その他必要な措置を講じていない。</p> <p>(都条例第139号第76条(第50条第1項準用) (施設・事業所における事故等防止対策の徹底について))</p>	5
<p>➤ <b>その他</b></p> <p>◇ 給付費の額に係る通知をしていないので通知すること。</p> <p>◇ 児童指導員加配加算の算定が不適正なので是正すること。</p> <p>◇ 運営規程に定め届け出ているサービス提供時間及び通常の事業の実施地域について、実際の運営と齟齬があった。等</p>	38 (延べ)
<b>合計(延べ)</b>	88

【根拠法令等】

- \* 虐待防止法  
＝平成23年6月24日法律第79号「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」
- \* 障害者虐待の防止と対応の手引き  
＝平成30年6月厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」
- \* 児福法  
＝昭和22年12月12日法律第164号「児童福祉法」
- \* 児福法施行規則  
＝昭和23年3月31日厚生省令第11号「児童福祉法施行規則」
- \* 都条例第139号  
＝平成24年12月13日東京都条例第139号「東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例」
- \* 都条例第136号  
＝平成24年12月13日東京都条例第136号「東京都指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例」
- \* 都規則第167号  
＝平成24年12月21日東京都規則第167号「東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則」
- \* 都条例第155号  
＝平成24年12月13日東京都条例第155号「東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例」
- \* 都規則第175号  
＝平成24年12月21日東京都規則第175号「東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則」
- \* 障害者虐待の防止と対応の手引き  
＝平成30年6月厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」
- \* 施設における虐待防止体制の整備徹底について  
＝令和3年5月12日3福保第578号「施設・事業所における虐待防止体制の整備の徹底について(通知)」

### (3) 指導事例

#### ア 障害福祉在宅サービス事業

(身体的拘束等の適正化を図るため必要な体制の整備を講じること。)

- 指定障害福祉サービス事業者は、身体拘束等の適正化を図るために、必要な措置を講じなければなりません。
- しかしながら、東京都の現地指導において、身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を開催していない事例、指針を整備していない事例、従業者に対し、研修を定期的実施していない事例が見受けられます。
- このような事例に対して都は、身体拘束等の適正化を図るために必要な体制の整備を講じるよう指導を行っています。

【根拠法令等】

\* 都条例第136号

＝平成24年12月13日東京都条例第136号「東京都指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例」

\* 都条例第155号

＝平成24年12月13日東京都条例第155号「東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例」

#### イ 障害児通所支援事業

(障害児の人権擁護、虐待防止等のための体制の整備を行うこと。)

- 指定障害児通所支援事業者は、障害児の人権擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置その他の必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修の実施その他の必要な措置を講じるよう努めなければなりません。  
その他の必要な体制の整備の具体例としては、
  - ① 内部組織（虐待防止のための委員会）の設置
  - ② 防止ツール（マニュアル、チェックリスト、倫理規程等）の整備と、従業者への周知などがあります。
- しかしながら、東京都の現地指導において、虐待防止の責任者が設置されていない事例、従業者に対する研修が実施されていない事例、防止ツールを作成していない事例などが見受けられました。
- このような事例に対して都は、「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」を参考に、責任者の設置等の体制整備や研修等を行うよう指導を行っています。

【根拠法令等】

\* 平成23年6月24日法律第79号「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」第15条

\* 平成24年12月13日東京都条例第139号「東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及

び運営の基準に関する条例」第3条第4項  
\*平成30年6月厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」

#### (4) 給付費に係る返還金

前記の障害福祉在宅サービス事業等に対して行った実地指導において判明し、返還請求指示を行った給付額は、24,208,611円でした。

区分	件数（施設）	金額（円）
障害福祉在宅サービス事業	5	24,199,301
障害児通所支援事業	2	9,310
計	7	24,208,611

※金額は令和5年6月末時点のものです。

## 9 保護施設 (救護施設、更生施設、宿所提供施設)

保護施設には、救護施設、更生施設及び宿所提供施設があります。

保護施設に対する指導検査は、生活保護法第44条第1項の規定に基づき、関係法令及び通知による指導事項について検査を行うとともに、運営全般について助言、指導を行うことによって、適正な事業及び施設の運営並びに施設利用者に対する支援の向上を図ることを目的として、29施設を対象に実施しています。

救護施設は、身体上又は精神上に著しい障害があるため、自分一人では生活することが困難な要保護者を入所させて保護する施設で、都内に8施設あります。

更生施設は、身体上又は精神上の理由により、養護及び生活指導を必要とする要保護者で、近い将来社会復帰できる見込みのある人を入所させて保護する施設で、都内に11施設あります。

宿所提供施設は、住宅のない要保護者の世帯に対して、住宅を提供するための施設で、都内に10施設あります。

### 令和4年度 検査実施状況

保護施設については、全体の58.6%に当たる17施設に対して実地検査を行いました。

なお、実地検査を行った17施設で、文書指摘を受けた施設はありませんでした。

(単位：施設)

種別	対象数(a)	実地検査数(b)	文書指摘施設数	実施率(b/a)
保護施設	29	17	—	58.6%

## 10 児童福祉施設等（保育所・保育施設を除く。）

（児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、母子生活支援施設、自立援助ホーム）

児童福祉施設等（保育所・保育施設を除く。）については、児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、母子生活支援施設及び自立援助ホームに対して指導検査を行っています。

指導検査は、児童福祉法の趣旨を踏まえ、児童が「適切に養育され」「その生活を保障され」「愛され、保護され」「その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られる」ために、児童福祉施設等に対し、運営管理、利用者支援及び会計経理の面から実施しています。

児童養護施設は、保護者のいない児童、虐待されている児童、その他環境上養護を要する児童を入所させて、養護し、併せてその自立を支援すること等を目的とした施設です。

児童養護施設の53か所を対象に、児童福祉法第46条の規定に基づいて指導検査を実施しています。

児童自立支援施設は、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて生活指導、学習指導、職業指導を通じて心身の健全な育成及び自立支援を図ることを目的とした施設です。

児童自立支援施設の2か所を対象に、児童福祉法第46条の規定に基づいて指導検査を実施しています。

乳児院は、保護者のいない場合及び保護者による養育が困難又は不適當な場合に、乳幼児を入所させて、養育する施設です。

乳児院の7か所を対象に、児童福祉法第46条の規定に基づいて指導検査を実施しています。

母子生活支援施設は、配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を保護するとともに、自立の促進のために生活を支援する施設です。

母子生活支援施設の25か所を対象に、児童福祉法第46条に基づき指導検査を実施しています。

自立援助ホームは、中学卒業後、就職することにより児童養護施設等を退所した児童等に、生活指導等を行うことで社会的に自立するよう援助する施設です。

自立援助ホームの17か所を対象に、児童福祉法第34条の5に基づき指導検査を実施しています。

## (1) 令和4年度 検査実施状況

児童福祉施設等については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を踏まえ、一部の施設（全体の46.2%に当たる48施設）に対して実地検査を行いました。

（単位：施設）

種別	対象数 (a)	実地検査数 (b)	うち 文書指摘 施設数	実施率 (b/a)
児童養護施設	53	30	3	56.6%
児童自立支援施設	2	2	—	100.0%
乳児院	7	5	3	71.4%
母子生活支援施設	25	5	1	20.0%
自立援助ホーム	17	6	4	35.3%
計	104	48	11	46.2%

※対象施設について、八王子市に所在する施設（母子生活支援施設を除く。）を含み、児童相談所設置市に所在する施設は含みません。

## (2) 主な指摘事項

### ア 児童養護施設

実地検査を行った30施設のうち、3施設が文書指摘を受けています。この3施設は「防災訓練（避難・消火・地震等）を適切に実施すること」について指摘されています。

### イ 乳児院

実地検査を行った5施設のうち、3施設が何らかの文書指摘を受けています。その3施設のうち、3施設が「防災訓練（避難・消火・地震等）を適切に実施すること」について指摘されています。

指摘の具体事項例	文書指摘施設数
<p>➤ 防災訓練(避難・消火・地震等)を適切に実施すること。</p> <p>◇ 非常災害に対応する具体的計画に基づき、不断の注意と訓練をするように努めなければならないが、避難訓練及び消火訓練については月1回以上実施しなければならないが、避難訓練及び消火訓練を実施していない月があった。</p> <p>(都条例第43号第20条第2項、都規則第47号第5条)</p>	3
<p>➤ 夜間業務従事者について、6か月以内ごとに健康診断を実施すること。</p> <p>◇ 雇入時及び定期的に労働安全衛生規則による項目について健康診断を実施し、職員の健康及び安全衛生を確保しなければならないが、夜間業務従事者の中に6か月以内ごとに健康診断を受診していない職員がいた。</p> <p>(労働安全衛生法第66条、労働安全衛生規則第45条)</p>	1
<b>合計(延べ)</b>	4

【根拠法令等】

- \* 労働安全衛生法  
二昭和47年6月8日法律第57号「労働安全衛生法」
- \* 労働安全衛生規則  
二昭和47年9月30日労働省令第32号「労働安全衛生規則」
- \* 都条例第43号  
二昭和24年3月30日東京都条例第43号「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」
- \* 都規則第47号  
二昭和24年3月30日東京都規則第47号「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則」

## ウ 母子生活支援施設

実地検査を行った5施設のうち、1施設が文書指摘を受けています。この施設は「防災訓練(避難・消火・地震等)を適切に実施すること」について指摘されています。

## エ 自立援助ホーム

実地検査を行った6施設のうち、4施設が文書指摘を受けています。その4施設のうち、4施設が「防災訓練(避難・消火・地震等)を適切に実施すること」について指摘されています。

指摘の具体事項例	文書指摘 施設数
<p>➤ 防災訓練(避難・消火・地震等)を適切に実施すること。</p> <p>◇ 非常災害に対応する具体的計画に基づき、不断の注意と訓練をするように努めなければならないが、避難訓練等の非常災害に対する訓練が実施されていなかった。</p> <p>(児童福祉法施行規則第36条の15)</p>	4
<p>➤ 職員の健康診断を実施すること。</p> <p>◇ 雇入時及び定期的に、労働安全衛生規則による項目について健康診断を実施し、職員の健康及び安全衛生を確保しなければならないが、前年度、健康診断を受診した職員がいなかった。</p> <p>(労働安全衛生法第66条、労働安全衛生規則第43条～第45条)</p>	1
<p>合計(延べ)</p>	5

【根拠法令等】

- \* 労働安全衛生法  
＝昭和47年6月8日法律第57号「労働安全衛生法」
- \* 労働安全衛生規則  
＝昭和47年9月30日労働省令第32号「労働安全衛生規則」
- \* 児童福祉法施行規則  
＝昭和23年3月31日厚生省令第11号「児童福祉法施行規則」

### (3) 指導事例

#### ア 児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設

(防災訓練(避難・消火・地震等)を適切に実施すること。)

- 児童福祉施設においては、非常災害に対応する具体的計画に基づき、不断の注意と訓練をするように努めなければならないが、避難訓練及び消火訓練については、月1回以上実施する必要があります。
- しかしながら、東京都の実地検査において、消火訓練が実施されていない月がある事例が見受けられました。
- こうした事例に対して都は、児童の安全な生活を確保するため、非常災害に対する具体的計画に基づき、実地訓練を伴う避難訓練及び消火訓練を月1回以上実施するよう指導しています。

【根拠法令等】

- \* 平成24年3月30日東京都条例第43号「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」第20条第2項
- \* 平成24年3月30日東京都規則第47号「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則」第5条

## 11 保育所・保育施設等

児童福祉法に基づく保育所・保育施設には、「認可保育所」と「認可外保育施設」があります。

「認可保育所」は、児童福祉法に基づく児童福祉施設で、国が定めた設置基準を満たした施設として、児童福祉法第35条に基づき知事が認可した保育施設です。

一方、「認可外保育施設」は、児童福祉法第39条の保育所の定義に規定する業務を目的とする施設ですが、同法第35条による知事の認可及び同法第34条の15による区市町村長の認可を受けていない保育施設です。

東京都認証保育所は認可外保育施設ですが、都が独自に認証基準を設けています。また、認証保育所以外の認可外保育施設には、ベビーホテル、家庭的保育事業、事業所内保育施設、院内保育施設、その他の施設及び居宅訪問型保育事業があります。

保育施設に対する指導監督は、認可保育所については児童福祉法第46条に基づき、また認可外保育施設については児童福祉法第59条に基づき実施しています。

指導監査部では、認可保育所の2,870施設（島しょに設置されている13施設については、各支庁が指導検査を行っています。）、東京都認証保育所の465施設及び認可外保育施設の1,052設（家庭的保育事業及び居宅訪問型保育事業を除く）を対象に指導検査を行っています。なお、認可外保育施設のうち居宅訪問型保育事業は法人が実施するものと個人が実施するものがあり、法人については法人事業所に対する立入調査、個人については集団指導を行っています。

また、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「こども園法」という。）に基づく認定こども園は、幼稚園と保育所のよいところを生かしながら、その両方の役割を果たす仕組みとして創設され、「幼保連携型認定こども園」、「幼稚園型認定こども園」、「保育所型認定こども園」、「地方裁量型認定こども園」があります。

指導監査部では、幼稚園型認定こども園以外の認定こども園を対象として指導検査を実施しています。保育所型認定こども園は認可保育所として、地方裁量型認定こども園は東京都認証保育所として児童福祉法等に基づき実施しており、幼保連携型認定こども園の31施設についてはこども園法第19条に基づき実施しています。

## ○ 認可保育所及び幼保連携型認定こども園

指導検査では、職員の確保・処遇、非常災害対策などの運営管理、児童の権利擁護、健康安全対策などの（教育）保育内容、適切な計算書類の作成、会計帳簿の整備などの会計経理が、それぞれ基準に沿って適正に行われているかを確認し、指導を行っています。

また、平成27年4月の子ども・子育て支援法施行により、認可保育所等が施設型給付（委託費）を受ける場合には、区市町村から「特定教育・保育施設」としての確認を受けることになり、区市町村には同法第14条に基づき、特定教育・保育施設である認可保育所等に対する指導検査権限が付与されました。指導検査にあたっては、区市町村と合同で実施する等、連携した取組を進めています。

## ○ 東京都認証保育所

東京都認証保育所（以下「認証保育所」という。）は、大都市における多様な保育ニーズに柔軟に対応するため、東京都が独自の基準を設定し、認証する保育所です。平成13年5月に創始され、以下のような特色を持っています。

- ・ 区市町村の設置計画に基づき、区市町村の推薦を受け、「東京都認証保育所事業実施要綱」で定める要件を満たした保育所について、東京都が認証する。
- ・ 開所後は区市町村とともに指導する。
- ・ 全施設において、0歳児保育（ただし、1歳児の定員を設定する施設においては、区市町村が認める場合に限り、0歳児の定員を設定しないことができる。）及び13時間以上の開所とする。
- ・ 利用者と保育所が直接利用契約を結ぶ。
- ・ 保育料は、設置者が自由に設定する。ただし、月220時間以下の利用の場合には上限を定めている。

認証保育所に対する指導監督は、「東京都認証保育所事業実施要綱」に定める「指導監督基準」により実施しています。

## ○ 認可外保育施設

認可外保育施設に対する指導監督は、東京都の「認可外保育施設に対する指導監督要綱」に定める「指導監督基準」により実施しています。

なお、令和元年10月に子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行により、幼児教育・保育の無償化が実施されたことに伴い、認可外保育施設を含む「特定子ども・子育て支援施設等」に対し、区市町村には、子ども・子育て支援法第30条の3で準用する同法第14条に基づき、指導検査を行う権限が付与されています。

## (1) 令和4年度 検査実施状況

保育所・保育施設等については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を踏まえ、一部の施設（全体の7.7%に当たる339施設）に対して実地検査を行いました。

### ア 実地検査

（単位：施設）

種別	対象数 (a)	実地検査数 (b)	うち文書指摘 施設数	実施率 (b/a)
認可保育所	2,870	65	37	2.3%
認証保育所	465	9	6	1.9%
認可外保育施設	1,052	262	186	24.9%
幼保連携型認定こども園	31	3	1	9.7%
計	4,418	339	230	7.7%

※対象数について、認可保育所は、中核市、児童相談所設置市及び島しょ部に所在する施設は含みません。また、認可外保育施設及び幼保連携型認定こども園は、中核市及び児童相談所設置市に所在する施設は含みません。

対象数及び実地検査数について、認証保育所では、令和4年4月2日以降に認証を行い、立入調査を実施した施設を含みます。認可外保育施設では、令和4年4月2日以降に届出された施設で、立入調査を実施した施設を含みます。

上記のほか、認可外保育施設の居宅訪問型保育事業(法人)について、法人事業所に対して立入調査を行っています（対象数148、立入調査数1、文書指摘事業所数0、実施率0.7%）。

### イ 集団指導（居宅訪問型保育事業）

認可外保育施設の居宅訪問型保育事業(個人)に対して、集団指導を行いました。実施方法は、①ホームページに掲載した動画の視聴及び資料の確認、②効果測定として、システム上で質問への回答と関係資料の提出、③都から送付する結果通知に指摘事項があった場合は、改善状況報告を提出、という流れになっています。

開催時の対象数2,179事業者に対し、518事業者が参加（実施率23.8%）しました。

種別	参加事業者数	主な内容
居宅訪問型保育事業 (個人)	518	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅訪問型保育事業制度の概要（必須）</li> <li>・居宅訪問型保育事業の指導監督基準の解説(必須)</li> <li>・保育所での事故を防ぐために（必須）</li> <li>・保育所における防火対策について（任意）</li> <li>・保育所における交通安全対策について（任意）</li> </ul>

※参加事業者数は、効果測定を行った事業者数。

## (2) 主な指摘事項

### ア 認可保育所

実地検査を行った65施設のうち、37施設が何らかの文書指摘を受けています。その37施設のうち、16施設が「避難・消火訓練を毎月実施すること」について指摘されています。

指摘の具体事項例	文書指摘施設数
<p>▶ <b>避難・消火訓練を毎月実施すること。</b></p> <p>◇ 避難及び消火に関する訓練を少なくとも毎月1回は行わなければならないが、消火訓練を実施していない月がある。</p> <p>(都条例第43号第20条第2項、都規則第47号第5条)</p>	16
<p>▶ <b>保育士を適正に配置すること。</b></p> <p>◇ 開所時間中に配置される保育士の数は、2人を下回ってはならないが、〇月〇日午前〇時から午前〇時までの間、常勤保育士1名と保育従事者(無資格)1名の配置であった。</p> <p>(都条例第43号第43条、都規則第47号第16条、9福子推第1047号第2-4(1))</p>	11
<p>▶ <b>調理従事者・調乳担当者の検便を適切に行うこと。</b></p> <p>◇ 調理従事者及び調乳担当者について、雇入れ時、配置換え時及び月に1回以上の検便を実施し、検査結果を確認した上で調理・調乳業務に従事させなければならないが、検便の検査結果が判明する前に調理業務に従事させている。</p> <p>(都条例第43号第14条第3項、9福子推第1047号第2-7(3)、雇児総発第36号、社援発第65号別紙・別添Ⅱ-5(4)②、雇児発第0120001号、児発第470号、社援発第97号、労働安全衛生規則第47条)</p>	6
<p>▶ <b>他の拠点区分・事業区分への貸付は年度内に補填すること。</b></p> <p>◇ 運営費等の同一法人内における各施設拠点区分、本部拠点区分又は収益事業等の事業区分への資金の貸付については、当該法人の経営上やむを得ない場合に、当該年度内に限って認められるものだが、本部拠点区分への貸付金を年度内に補填していない。</p> <p>(経理等通知4(2)、経理等運用通知問14及び問15)</p>	4
<p>▶ <b>その他</b></p> <p>◇ 在籍児に見合う面積が不足している。</p> <p>◇ 計算書類(資金収支計算書・事業活動計算書・貸借対照表)を適正に作成すること。等</p>	29 (延べ)
<b>合計(延べ)</b>	66

【根拠法令等】

- \* 都条例第43号  
＝平成24年3月30日東京都条例第43号「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」
- \* 都規則第47号  
＝平成24年3月30日東京都規則第47号「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則」
- \* 9福子推第1047号  
＝平成10年3月31日9福子推第1047号「保育所設置認可等事務取扱要綱」
- \* 児発第470号  
＝昭和41年7月27日児発第470号「児童福祉施設等における赤痢対策の推進について」
- \* 社援施第97号  
＝平成8年6月18日社援施第97号「社会福祉施設における食中毒事故発生防止の徹底について」
- \* 社援施第65号  
＝平成9年3月31日社援施第65号「社会福祉施設における衛生管理について」
- \* 雇児総発第36号  
＝平成13年8月1日雇児総発第36号「児童福祉施設等における衛生管理及び食中毒予防の徹底について」
- \* 雇児発第0120001号  
＝平成16年1月20日雇児発第0120001号、障発第0120005号「児童福祉施設等における衛生管理等について」
- \* 労働安全衛生規則  
＝昭和47年9月30日労働省令第32号「労働安全衛生規則」
- \* 経理等通知  
＝平成27年9月3日府子本第254号・雇児発0903第6号「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」
- \* 経理等運用通知  
＝平成27年9月3日府子本第256号、雇児保発0903第2号「『子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について』の運用等について」

## イ 東京都認証保育所

立入調査を行った9施設のうち6施設が何らかの文書指摘を受けています。その6施設のうち、3施設が「避難、又は防災上必要な構造及び設備の維持管理に不備があるので、是正すること」等について指摘されています。

指摘の具体事項例	文書指摘施設数
<p>➤ <b>避難、又は防災上必要な構造及び設備の維持管理に不備があるので、是正すること。</b></p> <p>◇ 消火器等の消火器具、非常口その他非常災害に必要な設備を設け、これに対する日常的な点検を怠らないようにしなければならないが、非常口付近にゴミ箱が置かれており、適切に使用できない状況である。</p> <p>(12福子推第1157号運営管理7(6))</p>	3

<p>➤ <b>常勤有資格者の配置を適切に行うこと。</b></p> <p>◇ 開所時間中に、保育士資格を有する常勤職員1人以上を含む2名以上の保育従事職員を配置しなければならないが、〇月において保育士資格を有する常勤職員が配置されていない時間帯のある日が複数日あった。</p> <p>(12福子推第1157号保育内容1(4))</p>	3
<p>➤ <b>認証内容の変更について届出を行うこと。</b></p> <p>◇ 施設の重要な認証事項について変更が生じた時に、内容変更届を知事に提出しなくてはならないが、保育料を変更しているにもかかわらず、届け出していない。</p> <p>(12福子推第1157号運営管理2(2))</p>	2
<p>➤ <b>カーテン、絨毯等が防災性能を有していないので、是正すること。</b></p> <p>◇ 認証保育所で使用するカーテン、絨毯等は、防災性能を有していなければならないが、防災性能を有していない。</p> <p>(12福子推第1157号運営管理7(2))</p>	2
<p>➤ <b>その他</b></p> <p>◇ 施設長が不在の期間が継続しているので、是正すること。</p> <p>◇ 救命救急訓練を実施していないので、是正すること。</p> <p>◇ 検便を適切に行っていないので、是正すること。</p>	3
<p><b>合計(延べ)</b></p>	13

【根拠法令等】

\*12福子推第1157号

＝平成13年5月7日12福子推第1157号「東京都認証保育所事業実施要綱」16及び18により定める「東京都認証保育所指導監督基準」

## ウ 認可外保育施設

立入調査を行った262施設のうち、186施設が何らかの文書指摘を受けています。その186施設のうち、89施設が「関係機関への緊急通報訓練が1年以内に1回も実施されていないので是正すること」について指摘されています。

指摘の具体事項例	文書指摘施設数
<p>➤ <b>緊急通報訓練が1年以内に1回も実施されていないので是正すること。</b></p> <p>◇ 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、訓練を定期的を実施しなければならないが、関係機関への緊急通報訓練が実施されていない。 (56福児母第990号7(8))</p>	89
<p>➤ <b>窒息の可能性のある玩具等が保育環境下に不用意に置かれていないか等について定期的な点検が行われていないので是正すること。</b></p> <p>◇ 認可外保育施設は、窒息の可能性のある玩具や小物が保育環境下に不用意に置かれていないかなどについて、保育室内及び園庭内の点検を定期的を実施しなければならないが、定期点検の記録が確認できない。 (56福児母第990号7(8))</p>	81
<p>➤ <b>救命講習を過去3年以内に受講した保育従事者がいないので是正すること。</b></p> <p>◇ 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、救命講習を定期的を受講しなければならない(過去3年以内に救命講習を受講した保育従事者がいることが必要である)が、救命講習を受講した保育従事者がいない。 (56福児母第990号7(8))</p>	49
<p>➤ <b>労働基準法等により備え付けが義務付けされている帳簿を適切に整備すること。</b></p> <p>◇ 労働基準法に基づき、職員の状況を明らかにする書類等を整備しておかなければならないが、〇〇が整備されていない。 (56福児母第990号9(1))</p>	39
<p>➤ <b>保育室(便所)に専用の手洗い設備が設けられていないので是正すること。</b></p> <p>◇ 便所及び保育室に、それぞれ専用の手洗い設備を設けなければならないが、便所に専用の手洗い設備がない。 (56福児母第990号2(3))</p>	35

<p>▶ <b>消防計画を作成していないので是正すること。</b></p> <p>◇ 非常災害に対する具体的な計画（消防計画）を策定しなければならないが、作成していない。 (56福児母第990号3(2))</p>	30
<p>▶ <b>入所後の児童の健康診断を実施すること。</b></p> <p>◇ 1年に2回の健康診断を実施するか、保護者から健康診断関係書類又は母子健康手帳の写しの提出を受けなければならないが、未実施である。 (56福児母第990号7(3))</p>	29
<p>▶ <b>その他</b></p> <p>◇ 入所児童の在籍時間帯に、1人勤務の時間帯があるので是正すること。 ◇ 入所時の児童の健康診断が全く実施されていないので是正すること。 ◇ 入所児童の避難に有効な非常口が1か所のみなので是正すること。等</p>	301 (延べ)
<p><b>合計(延べ)</b></p>	653

【根拠法令等】

\* 56福児母第990号

＝昭和57年6月15日56福児母第990号「認可外保育施設に対する指導監督要綱」第3条により定める「認可外保育施設指導監督基準」

## エ 幼保連携型認定こども園

実地検査を行った3施設のうち、1施設が文書指摘を受けています。この施設は「避難訓練及び消火訓練を毎月実施すること」、「安全計画を作成すること」、「入園時の健康診断を行うこと」等について指摘されています。

## オ 認可外保育施設の居宅訪問型保育事業(個人)

集団指導で効果測定を行った518事業者のうち、279事業者が何らかの文書指摘を受けています。その279事業者のうち、262事業者が「救命講習を定期的に受講していないので是正すること」について指摘されています。

指摘の具体事項例	文書指摘 事業者数
<p>➤ 救命講習を定期的に受講していないので是正すること。</p> <p>◇ 居宅訪問型保育事業者は、事故発生時に適切な救命措置が可能となるよう、実技講習を定期的に受講しなければならないが、実技を伴う救命講習を受講していない。</p> <p>(56福児母第990号7(8))</p>	262
<p>➤ 保育士若しくは看護師の資格を有する者又は都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修を修了していないので是正すること。</p> <p>◇ 居宅訪問型保育に従事する者は、保育士若しくは看護師の資格を有する者又は都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修を修了したものでなければならないが、提出された資料からは、必要な資格（又は研修の受講）の確認ができなかった。</p> <p>(56福児母第990号1(3))</p>	71
<p>➤ その他</p> <p>◇ サービス利用者に対する契約内容が書面等により交付されていないので是正すること。</p> <p>◇ 設置者及びサービスに関する内容の提示について、提示がされていないので是正すること。</p>	4 (延べ)
<p>合計(延べ)</p>	337

【根拠法令等】

\* 56福児母第990号

二昭和57年6月15日56福児母第990号「認可外保育施設に対する指導監督要綱」第3条により定める「認可外保育施設指導監督基準」

### (3) 指導事例

#### ア 認可保育所

(避難訓練及び消火訓練を実施していない月があるので是正すること。)

- 認可保育所は、避難及び消火の訓練を少なくとも毎月1回行わなければなりません。
- しかし、東京都が実地検査を行った施設において、避難訓練は毎月実施されているものの、消火訓練を毎月実施していない事例が確認されました。また、不審者対応訓練は実施されていましたが、非常災害に係る避難・消火訓練を実施していない事例も確認されました。
- こうした事例において都は、設置者に対し、今後は、避難訓練及び消火訓練を毎月1回以上実施するよう指導をしています。

- なお、避難訓練については、地域の関係機関や保護者との連携の下に行うなど工夫して実施するよう助言しました。

【根拠法令等】

\*平成24年3月30日東京都条例第43号「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」第20条第2項

\*平成24年3月30日東京都規則第47号「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則」第5条

## イ 認可外保育施設

(救命講習を過去3年以内に受講した保育従事者がいないので是正すること。)

- 認可外保育施設は、事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、定期的に訓練を実施しなければいけません。
- しかし、東京都が立入調査を行った施設において、救命講習を過去3年以内に受講した保育従事者がいない事例が確認されました。
- こうした事例において都は、設置者に対し、事故発生時に適切な救命処置が可能となるように、定期的に訓練を実施するよう指導をしています。  
定期的な訓練としては、救命講習を過去3年以内に受講した保育従事者がいること、関係機関への通報訓練を1年以内に1回は実施することを指導しています。

【根拠法令等】

\*昭和57年6月15日56福児母第990号「認可外保育施設に対する指導監督要綱」第3条により定める「認可外保育施設指導監督基準」7(8)

## (4) 認可保育所・認証保育所・認可外保育施設講習会

- 東京都では、保育行政の適正かつ円滑な実施を確保するため、実地検査による指導に加え、講習会形式による指導を認可保育所、認証保育所及び認可外保育施設を対象として年1回ずつ開催しています。
- 講習会では、制度改正や施策の紹介、過去の指導事例等についての講義を行うほか、保育所運営に必要な労働基準法や消防法に関する情報提供も行っています。
- 各保育所においては、東京都の条例や実施要綱、その他関係法令・例規等を理解し、適切な施設運営及び保育の質の向上を図るための機会として活用するよう促しました。
- なお、令和3年度からは集合形式ではなく、ホームページに説明動画及び資料を掲載し、各自で視聴してもらう形式で実施しています。
- 講習会資料については東京都福祉局のホームページ（福祉の基盤づくり > 社会福祉法人・施設等の指導検査 > 保育施設の指導検査について > 令和

5年度保育所講習会資料) に掲載しています。

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kiban/shidoukensa/hoikushisetsukensa/5nendohoikusyokousyuukai.html>

種別	主な内容
認可保育所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指導検査の概要及び主な指摘事例等</li> <li>・保育施設の防火防災対策</li> <li>・労働基準法のあらまし等</li> <li>・保育所における交通安全対策等</li> </ul>
認証保育所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・立入調査の概要及び主な指摘事例等</li> <li>・東京都認証保育所の運営について</li> <li>・保育施設の防火防災対策</li> <li>・交通安全情報</li> </ul>
認可外保育施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・立入調査の概要及び主な指摘事例等</li> <li>・認可外保育施設の運営について</li> <li>・保育施設の防火防災対策</li> <li>・交通安全情報</li> </ul>

### (5) 認可外保育施設に対する巡回指導体制の強化

- 東京都では、平成28年度における「待機児童解消に向けた緊急対策」において、認可外保育施設の保育サービスの質の向上を図り、児童と保護者の安全・安心を確保するため、「巡回指導チーム」の編成により指導体制を強化することとし、平成29年3月から巡回指導を開始しています。
- 巡回指導は、届出内容や保育内容等のうち、職員配置、食事や午睡時の保育、衛生面等を中心に指導・助言しています。また、巡回指導の結果については、立入調査等に活用しています。

巡回指導実施状況（令和4年4月から令和5年3月）

対象数(a) (R4.4.1 現在)	巡回指導数		実施率 (b/a)
	(b)	うち通告なし	
1,047	1,129	30	107.8%

※ 対象数は、認証保育所、家庭的保育事業及び居宅訪問型保育事業を除く認可外保育施設の届出数  
 ※ 巡回指導未実施施設には、電話指導を実施

主な指導事項

- ・ 構造設備等に危険な箇所がある（物の落下防止策の不備等）
- ・ 保育室や調理室及び便所等設備、寝具や遊具の衛生の確保が不十分
- ・ 施設及びサービスに関する内容の見やすい場所への掲示が不十分
- ・ 保育室内の定期的な点検が行われていない
- ・ 救命講習を過去3年以内に受講した保育従事者がいない
- ・ 関係機関への緊急通報訓練が1年以内に1回も実施されていない

**(6) 認可外保育施設職員テーマ別研修**

東京都では、認可外保育施設（認証保育所等を含む。）向けの研修として、保育理論や事故防止等のテーマ別研修を、公益財団法人東京都福祉保健財団に委託して実施しています。令和4年度は5,839名が受講しました。

**(参考)**

**令和4年度 特定教育・保育施設に対する区市町村による実地指導等の実績**

- 子ども・子育て支援法の施行（平成27年4月1日）に伴い、区市町村は、同法第14条に基づき、「特定教育・保育施設」に対し、特定教育・保育の提供や各自治体の条例で定める運営基準、給付費等の請求等に関する事項について、指導監督を実施しています。
- 「特定教育・保育施設」には、認可保育所及び認定こども園が含まれません。
- 指導監督の方法には、「特定教育・保育施設」の設置者等を一定の場所に集めて行う「集団指導」と、区市町村が、運営基準の遵守状況等を確認するために必要となる関係書類の閲覧や関係者との面談等により行う「実地指導」があります。

ア 実地指導の実施状況

	対象数 (a)	実地指導数 (b)	実施率 (b/a)
特定教育・ 保育施設	3,569	1,446	40.5%

## II 社会福祉施設・事業者等に対する指導検査の結果

※対象数及び実地指導数については、島しょ部に所在する施設、八王子市及び児童相談所設置市に所在する施設を含みます。

※対象数及び実地指導数については、「幼稚園型認定こども園」及び「地方裁量型認定こども園」を含みません。

### イ 集団指導の実施状況

延べ実施回数	主な内容
54回	指導検査の概要 検査で指摘の多かった項目に関する内容 等

## 12 その他の施設等

### （無料低額宿泊所、日常生活支援住居施設、婦人保護施設）

東京都では、無料低額宿泊所、日常生活支援住居施設、婦人保護施設に対して指導検査を行っています。

無料低額宿泊所は、社会福祉法第2条第3項第8号に定める「生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業」を行う施設です。

無料低額宿泊所の144か所を対象に、社会福祉法第70条に基づき、東京都無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例その他関係法令通知による指導事項について指導検査を実施しています。

日常生活支援住居施設は、無料低額宿泊所のうち、生活保護法に規定する被保護者ごとに個別支援計画を策定し、当該計画に基づき個別的・専門的な日常生活上の支援を行う施設として、その支援の実施に必要な人員を配置するなど一定の要件を満たす施設です。

日常生活支援住居施設の49か所を対象に、日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等を定める省令第24条に基づき指導検査を実施しています。

婦人保護施設は、要保護の女性を保護し、入所者に対し、健全な環境の下で自立した社会生活を送ることができるよう支援する施設です。

婦人保護施設の5か所を対象に、社会福祉法第70条に基づき指導検査を実施しています。

## (1) 令和4年度 検査実施状況

新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を踏まえ、一部の施設（全体の44.4%に当たる88施設）に対して実地検査を行いました。

（単位：施設）

種別	対象数 (a)	実地検査数 (b)	うち 文書指摘 施設数	実施率(b/a)
無料低額宿泊所	144	55	27	38.2%
日常生活支援住居施設	49	30	15	61.2%
婦人保護施設	5	3	—	60.0%
計	198	88	42	44.4%

## (2) 主な指摘事項

### ア 無料低額宿泊所

実地検査を行った55施設のうち、27施設が何らかの文書指摘を受けています。その27施設のうち、18施設が「福祉事務所その他の関係機関と、入居者が継続して無料低額宿泊所を利用する必要性について協議すること」について指摘されています。

指摘の具体事項例	文書指摘 施設数
<p>➤ <b>福祉事務所その他の関係機関と、入居者が継続して無料低額宿泊所を利用する必要性について協議すること。</b></p> <p>◇ 契約期間満了前に、あらかじめ入居者の意向を確認するとともに、福祉事務所その他の都又は区市町村の関係機関と、当該入居者が継続して無料低額宿泊所を利用する必要性について協議しなければならないが、関係機関との協議を実施していない。</p> <p>（都要領第1章第4-3(4)）</p>	18
<p>➤ <b>入居者の意向確認及び関係機関との協議の結果を記録すること。</b></p> <p>◇ 居室の利用その他のサービスの提供に関する契約の契約期間の満了前に、あらかじめ入居者の意向を確認するとともに、福祉事務所その他の都又は区市町村の関係機関と、当該入居者が継続して無料低額宿泊所を利用する必要性について協議し、その結果を記録しなければならないが、記録していない。</p> <p>（都条例第15条第4項、都要領第1章第4-3(4)）</p>	7

<p>➤ <b>契約を更新する場合は文書により締結すること。</b></p> <p>◇ 契約を更新する場合は、文書により締結しなければならないが、契約の更新に当たり文書により締結していない。</p> <p>(都要領第1章第4-3(4))</p>	7
<p>➤ <b>入居者の見やすい場所に、入居者のサービスの選択に資すると認められる事項を掲示すること。</b></p> <p>◇ 事業の適正な実施と、入居者等のサービスの選択に資する観点から、入居者の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制その他の入居者のサービスの選択に資すると認められる事項を掲示しなければならないが、掲示していない。</p> <p>(都条例第24条第1項、都要領第1章第4-11)</p>	6
<p>➤ <b>苦情対応のための窓口の設置その他の必要な措置を講じること。</b></p> <p>◇ 入居者からのサービスの提供に関する苦情に迅速かつ適切に対応するため、窓口の設置のほか、苦情の対応の手順等無料低額宿泊所における苦情に対応するために講ずる措置の概要を明確にし、入居者へサービスの内容等を説明する文書に記載するとともに、当該無料低額宿泊所内に掲示しなければならないが、掲示していない。</p> <p>(都条例第27条第1項、都要領第1章第4-14(1))</p>	5
<p>➤ <b>あらかじめ作成した献立に応じて提供することを原則とすること。</b></p> <p>◇ 食事の提供は、入居者がその内容を確認できるようあらかじめ作成した献立に応じて提供することを原則とし、入居者から事前の申し出があった場合には、食事の提供を行わない等、入居者の希望等に応じた対応を行わなければならないが、献立を作成し、掲示等による周知を行っていない。</p> <p>(都要領第1章第4-6(1))</p>	5
<p>➤ <b>その他</b></p> <p>◇ あらかじめ、入居申込者にサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行うこと。</p> <p>◇ 原則として1日に1回以上、入居者の状況を把握すること。 等</p>	39 (延べ)
<p><b>合計(延べ)</b></p>	87

【根拠法令等】

\* 都条例

＝令和元年12月25日東京都条例第81号「東京都無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例」

\* 都要領

＝令和2年3月24日31福保生保第1684号「東京都無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例等施行要領」

## イ 日常生活支援住居施設

実地検査を行った30施設のうち、15施設が何らかの文書指摘を受けています。その15施設のうち、10施設が「6か月に1回以上、個別支援計画の見直しを行うこと」について指摘されています。

指摘の具体事項例	文書指摘施設数
<p>➤ <b>6か月に1回以上、個別支援計画の見直しを行うこと。</b></p> <p>◇ 日常生活支援住居施設における生活支援提供責任者は、個別支援計画の作成後、少なくとも6か月に1回以上、個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行わなければならないが、6か月に1回以上の見直しに関し、期限までに行われていない。</p> <p>(要件省令第15条第10項、要件通知第4-3(2)エ)</p>	10
<p>➤ <b>個別支援計画の内容について、あらかじめ被保護者の保護の実施機関に協議し、同意を得ること。</b></p> <p>◇ 日常生活支援住居施設における生活支援提供責任者は、当該施設以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、個別支援計画の原案を作成することが求められており、作成にあたっては、保護の実施機関における援助方針との整合性を図る観点から、実施機関に協議し、同意を得なければならないが、同意を得ていることが確認できない。</p> <p>(要件省令第15条第6項、要件通知第4-3(2)ア)</p>	9
<p>➤ <b>モニタリングの結果を記録すること。</b></p> <p>◇ 日常生活支援住居施設における生活支援提供責任者は、個別支援計画の作成後、定期的に入居者に面接して、個別支援計画の実施状況の把握であるモニタリングを行い、その結果を記録しなければならないが、モニタリングの結果を記録していない。</p> <p>(要件省令第15条第11項、要件通知第4-3(2)エ)</p>	9
<p>➤ <b>個別支援計画の作成後、モニタリングを行うこと。</b></p> <p>◇ 日常生活支援住居施設における生活支援提供責任者は、個別支援計画の作成後、定期的に入居者に面接して、個別支援計画の実施状況の把握であるモニタリングを行う必要があるが、モニタリングを実施していない。</p> <p>(要件省令第15条第10項、要件通知第4-3(2)エ)</p>	1
<b>合計(延べ)</b>	29

【根拠法令等】

\* 要件省令

＝令和2年3月27日厚生労働省令第44号「日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等を定める省令」

\* 要件通知

＝令和2年3月27日社援発0324第3号「日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等について」

### (3) 指導事例

#### ア 無料低額宿泊所

(福祉事務所その他の関係機関と、入居者が継続して無料低額宿泊所を利用する必要性について協議を行うこと。)

- 無料低額宿泊所は、契約期間満了前に、あらかじめ入居者の意向を確認するとともに、福祉事務所その他の都又は区市町村の関係機関と、当該入居者が継続して無料低額宿泊所を利用する必要性について協議し、記録しなければなりません。
- しかしながら、東京都の現地検査において、協議を行っていない事例、協議は行ったが記録していない事例が多く見受けられました。
- こうした事例に対して都は、①入居者の意向確認、②福祉事務所等との協議、③協議を行った結果の記録について、セットで行うよう指導しています。

【根拠法令等】

- \* 令和元年12月25日東京都条例第81号「東京都無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例」第15条第4項
- \* 令和2年3月24日31福保生保第1684号「東京都無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例等施行要領」第1章第4-3(4)

#### イ 日常生活支援住居施設

(6か月に1回以上、個別支援計画の見直しを行うこと。)

- 日常生活支援住居施設における生活支援提供責任者は、個別支援計画の作成後、個別支援計画の実施状況把握を行うとともに、少なくとも6か月に1回以上、個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて個別支援計画の変更を行わなければなりません。
- しかしながら、東京都の現地検査において、6か月に1回以上の見直しに関し、期限までに行われていない事例が見受けられました。
- こうした事例に対して都は、管理簿を作成するなどして期限の管理を行い、6か月以内に個別支援計画の見直しを行うよう指導しています。

【根拠法令等】

- \* 令和2年3月27日厚生労働省令第44号「日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等を定める省令」第15条第10項
- \* 令和2年3月27日社援発0324第3号「日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等について」第4-3(2)エ